

神奈川県子どもの貧困対策推進計画 (令和2年度～令和6年度)

令和5年度 点検・結果報告書

令和7年3月
神奈川県

1 計画の進捗管理について

(1) 計画の概要

子どもの貧困対策を総合的に推進するため、県では、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項に基づき、「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」（以下「計画」という。）を平成27年3月に策定した。

令和元年度で5年間の計画期間が終了したが、引き続き、子どもの貧困対策を総合的に推進するため計画を改定した。

ア 計画のめざすすがた

現在から将来にわたって、すべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を実現し、子どもたちの笑いあふれるかながわをめざす。

イ 対象地域

神奈川県全域（政令市、中核市を含む。）

ウ 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

エ 計画の構成

第1章 計画の概要

第2章 神奈川県の子どものとりまく現状と課題

第3章 子どもの貧困に関する施策の方向性

第4章 課題解決に向けた具体的な取組み

- | | |
|---------|-------------------------------|
| <主要施策1> | 教育の支援 |
| <主要施策2> | 生活の安定に資するための支援 |
| <主要施策3> | 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 |
| <主要施策4> | 経済的支援 |
| <主要施策5> | 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり |

222 の
構成事業

第5章 計画の推進と進捗管理

第6章 調査研究

オ 施策展開上のポイント

本県の子どもの貧困の状況や施策の実施状況を把握し、その対策の効果などを検証・評価するために、「神奈川県・子どもの貧困に関する指標」を設定。

指標の改善に向け、5つの主要施策を定め、222の事業が位置づけられている。

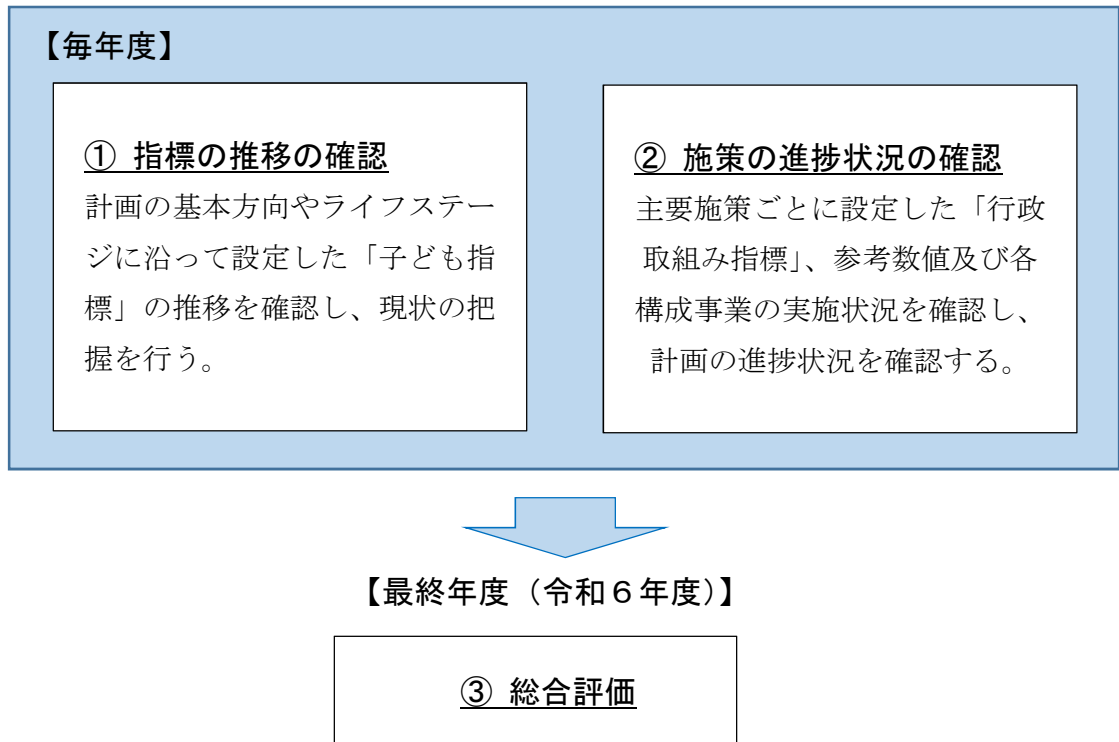
(2) 計画の進捗管理

ア 進捗管理等の概要

計画では、計画を着実に推進するため、毎年度、計画に位置付けた構成事業の実施状況を確認し、必要に応じて見直しを行い、計画の進捗管理を行うとともに、計画期間の最終年度（必要に応じて中間年）に、取組みの実績について検証・評価を行い、計画全体の見直しを行うこととしている。

イ 進捗管理等の方法

計画の指標の推移及び施策の進捗状況を確認し、検証・評価を行う。



(3) 進捗管理における指標等の位置づけ

ア 指標の概要

計画では、子どもの貧困に関する指標として、「子ども指標」、「行政取組指標」を、また、指標以外に参考数値を設定している。（それぞれに国の「子どもの貧困対策に関する大綱」で設定されている指標の一部を含む。）

イ 指標の分類と確認方法

指標の分類ごとの件数、特徴、進捗管理の方法は次表のとおり。

表 指標等の分類と確認方法

分類		子ども指標	行政取組み指標	参考数値
件数 (うち国大綱 と同じ指標)		20 件 (9 件)	10 件 (1 件)	14 件 (4 件)
特 徴	性格	子どもの貧困に関 連する子ども自身 の状況や子どもを 取り巻く状況を示 すもの。	行政の取組み状況を示すもの。	
	枠組	計画の基本方向と ライフステージに 沿って設定	計画の主要施策ごとに設定	
	目標 数値	☐ 設定しない。 端的な数値目標 の設定が困難であ ること、また、目標 設定により対象と なる子ども、保護 者に過度なプレッ シャーや不利益が 生じるおそれがあ るため。	☒ 設定する。 施策の効果が課 題の改善に直結 するものとして、そ れぞれ目標を設 定し、取組みの着 実な推進を図る。	☐ 設定しない。 行政取組み指標と 同様の性格では あるが、端的な数 値目標の設定が 困難であるため、 数値の推移を確 認する。
進捗管理の 方法		「2 指標の推移の 確認」で数値の推 移を確認	「3 施策の進捗状況の確認」で目標数 値の達成率又は数値の推移を確認	

※ 各指標、参考数値の一覧は、【別添 1】参照

2 指標の推移の確認

計画で設定した「子ども指標」(20 件) について、数値の推移を確認する。

原則*として、令和5年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

* 令和5年度の数値が確定していないものについては、4年度の数値について、3年度の数値と比較した。

(1) 教育の機会の保証

(学童期～青年前期)

【進学率】 ★：国の大綱と同じ指標（以下同じ） <上段：県、下段：全国>

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
①	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 ★	96.0%	94.7%	▲1.3%
		93.8%	92.5%	▲1.3%
②	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★ 【政令市、中核市除く】	100%	100%	±0%
		97.1%	(※) — %	—

(※) 全国の数値について令和7年2月末時点で未発表。

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率は、前年度から1.3ポイント減少しているが、引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）は、前年度と同率の100%である。

【参考】

(県内の公立中学校及び義務教育学校対象)

指 標	R4年度	R5年度	前年度比
中学校卒業後の高等学校等の進学者数	67,421 人	66,433 人	▲988人
中学校卒業後の高等学校等の進学率	99.1%	99.1%	±0%

出典 令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- ・ 本県の全世帯の中学校（公立）卒業後の進学率は、前年度と同率である。

【就学援助率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
③ 就学援助率（※）	小学校	12.5%	12.0%	▲0.5%
		13.1%	12.9%	▲0.2%
	中学校	15.4%	14.8%	▲0.6%
		15.7%	15.5%	▲0.2%

（※）就学援助率：要保護及び準要保護児童生徒数を公立小中学校（中等教育学校の前期課程を含む）児童生徒数で除して算出したもの

- 本県の就学援助率は、前年度から小学校は0.5ポイント、中学校は0.6ポイント減少しており、ともに全国の数値を下回っている。

（青年中期以降）

【進学率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
④ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 ★		46.9%	46.9%	±0%
		42.4%	42.9%	+0.5%
⑤ 児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）★ 【政令市、中核市除く】		22.2%	34.6%	+12.4%
		38.9%	（※）－%	－

（※）全国の数値について令和7年2月末時点で未発表。

- 本県の生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、前年度から増減はなく、引き続き全国の数値を上回っている。
- 本県の児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）は、前年度から12.4ポイント増加した。

【参考】

（県 公立全日制 対象）

指 標	R4年度	R5年度	前年度比
高等学校卒業後の大学等進学者数	24,867人	24,239人	▲628人
高等学校卒業後の大学等進学率	63.4%	64.6%	+1.2%

出典 公立高等学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- 本県の全世帯の高等学校（公立全日制）卒業後の大学等進学率は、前年度から1.2ポイント増加している。

【中途退学率】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R 4 年度	R 5 年度	前年度比
⑥	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率 ★		3.3%	4.4%	+1.1%
			3.3%	3.7%	+0.4%
⑦	高等学校等中途退学率 (公立・全世帯) ★	全日制	1.1%	1.2%	+0.1%
			0.8%	0.8%	±0%
		定時制	9.7%	10.4%	+0.7%
			7.8%	8.2%	+0.4%
		通信制	7.8%	9.5%	+1.7%
			5.0%	5.8%	+0.8%
⑨	高等学校等中途退学率 (私立・全世帯) ★	全日制	1.3%	1.3%	±0%
			1.4%	1.5%	+0.1%
		通信制	3.3%	4.1%	+0.8%
			3.5%	3.4%	▲0.1%

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率は、前年度から1.1ポイント増加となり、全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率は、公立・私立のほぼすべての区分（私立・全日制を除く）で前年度から0.1～1.7ポイント増加となっている。
- ・ 「公立」ではすべての区分で引き続き全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学率を区分別に見ると、「公立・定時制」が10.4%で最も高く、次いで「公立・通信制」が9.5%であった。

【中途退学者数】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標			R 4 年度	R 5 年度	前年度比
⑧	高等学校等中途退学者数 (公立・全世帯) ★	全日制	1,262人	1,423人	+161人
			14,540人	15,470人	+930人
		定時制	463人	468人	+5人
			5,395人	5,544人	+149人
		通信制	287人	362人	+75人
			2,696人	3,335人	+639人
⑩	高等学校等中途退学者数 (私立・全世帯) ★	全日制	933人	927人	▲6人
			14,383人	14,666人	+283人
		通信制	29人	44人	+15人
			6,288人	7,093人	+805人

- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数は、私立の全日制は減少となったが、公立の全日制、定時制、通信制、私立の通信制は増加した。
- ・ 本県の全世帯の高等学校等中途退学者数を区分別に見ると、「公立・全日制」が1,423人で最も多く、次いで「私立・全日制」が927人、「公立・定時制」が468人であった。

【奨学給付金の状況】

〈全国の数値無し〉

指 標			R4年度	R5年度	前年度比
⑪	高校生等奨学給付金（公立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	11,271人	10,653人	▲618人
		受給率	8.8%	8.3%	▲0.5%
⑫	高校生等奨学給付金（私立）の 受給人数・受給率（※）	受給人数	4,884人	4,895人	+11人
		受給率	6.9%	6.9%	±0%

（※）受給人数＝県内公立高等学校（専攻科及び別科除く）及び中等教育学校後期課程（私立の場合は県内私立高等学校）で高校生等奨学給付金を受給した生徒数
 受給率＝受給人数／5月1日時点の同生徒（私立は、県内の全日制・通信制高等学校在籍）数

- ・ 本県の高校生等奨学給付金の受給者数、受給率は、「公立」においては減少、「私立」においてはほぼ横ばいである。

（その他）

【母子父子寡婦福祉資金の貸付】

〈全国の数値無し〉

指 標			R4年度	R5年度	前年度比
⑬	母子父子寡婦福祉資金の 貸付件数	修学資金	240件	185件	▲55件
		就学支度資金	129件	108件	▲21件

- ・ 本県の母子父子寡婦福祉資金の貸付件数は、修学資金（▲55）、就学支度資金（▲21）ともに前年度から減少となっている。

（２）生活の安定

（妊娠期～乳幼児期）

【保育所等利用児童数・利用率】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標			R4年度	R5年度	前年度比
⑭	保育所等利用児童数・ 利用率（※）	利用児童数	170,241人	172,385人	+2,144人
			2,729,899人	2,717,335人	▲12,564人
		利用率	42.4%	44.2%	+1.8%
			50.9%	52.4%	+1.5%

（※）各年度4月1日時点。利用率＝利用児童数／就学前児童数

- ・ 本県の保育所等利用児童数は、前年度から2,144人増加となった。

（学童期～青年期）

【就職率（中学校卒業後）】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑮ 生活保護世帯に属する子どもの就職率 （中学校卒業後）（※1）		0.4%	0.3%	▲0.1%
		1.1%	1.3%	+0.2%
⑯ 児童養護施設の子どもの就職率 （中学校卒業後）【政令市、中核市除く】（※2）		0%	0%	±0%
		1.4%	（※3）－%	－

（※1）生活保護世帯に属する子どもが中学校卒業後、就職した割合

（※2）児童養護施設の子どもの中学校卒業後、就職した割合

（※3）全国の数値について令和7年2月末時点で未発表。

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年度と比べ0.1ポイント減少しており、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの「中学卒業後」の就職率は、前年度に引き続き0%となっている。

【参考】

（県内の公立中学及び義務教育学校 対象）

指 標	R4年度	R5年度	前年度比
中学校卒業後、就職した人数 （就職のみの者）	52人	43人	▲9人
中学校卒業後、就職した割合	0.1%	0.1%	±0%

出典 令和5年度 公立中学校等卒業者の進路の状況（神奈川県教育委員会）

- ・ 本県の全世帯の公立中学及び義務教育学校卒業後の就職率は、前年度と同率である。

（青年中期以降）

【就職率（高等学校卒業後）】

＜上段：県、下段：全国＞

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑰ 生活保護世帯に属する子どもの就職率 （高等学校等卒業後）		31.4%	33.6%	+2.2%
		39.6%	39.1%	▲0.5%
⑱ 児童養護施設の子どもの就職率 （高等学校卒業後）【政令市、中核市除く】		66.6%	57.7%	▲8.9%
		51.6%	（※）－%	－

（※）全国の数値について令和7年2月末時点で未発表。

- ・ 本県の生活保護世帯に属する子どもの高等学校等卒業後の就職率は、前年度から 2.2 ポイント増加しているが、引き続き全国の数値を下回っている。
- ・ 本県の児童養護施設の子どもの「高等学校等卒業後」の就職率は、前年度から 8.9 ポイント減少となっている。

【参考】

(県 公立全日制 対象)

指 標	R4年度	R5年度	前年度比
高等学校卒業後、就職した人数	3,288人	3,177人	▲111人
高等学校卒業後、就職した割合	8.4%	8.5%	+0.1%

出典 令和5年度 公立高等学校等卒業者の進路の状況(神奈川県教育委員会)

- ・ 本県の全世帯の高等学校(公立)等卒業後の就職した割合は、0.1 ポイント増加している。

【地域若者サポートステーションの相談受付】

<全国の数値無し>

指 標	R4年度	R5年度	前年度比
⑲ 地域若者サポートステーションの相談受付件数	4,219件	3,933件	▲286件

- ・ 本県の地域若者サポートステーションの相談受付件数は、前年度から 286 件減少している。

(3) 経済基盤の維持

(その他)

【児童扶養手当の受給】

<全国の数値無し>

指 標			R4年度	R5年度	前年度比
⑳	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	53,323人	51,991人	▲1,332人
		受給対象児童数	63,895人	61,448人	▲2,447人

- ・ 本県の児童扶養手当の受給資格者は 1,332 人、受給対象児童数は 2,447 人、それぞれ前年度から減少となった。

【参考】

(県)

指 標	R 4 年度	R 5 年度	前年度比
0-18 歳の児童数	(※1) 1,359,920 人	(※2) 1,339,008 人	▲20,912人
0-18 歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合	4.7%	4.6%	▲0.1%

(※1) 令和5年1月1日時点

出典 神奈川県年齢別人口統計調査

(※2) 令和6年1月1日時点

- ・ 神奈川県 0-18 歳の児童数のうち、支給対象児童数の占める割合は令和4年度 4.7%、令和5年度の 4.6%となっている。

3 施策の進捗状況の確認

- ・ 計画で設定した「行政取り組み指標」(10 件)について、令和5年度の実績値から目標数値(令和6年度)の達成状況(達成率)を確認する。
- ・ また、同じく行政の取り組み状況を表す「参考数値」については、令和5年度の数値について、前年度からの推移を確認するとともに、全国の数値があるものについては、全国の数値との比較を行う。

(1) 教育の支援

ア 行政取り組み指標

★：国の大綱と同じ指標（以下同じ）

＜上段：実績値、下段：達成率＞

指 標		R 4 年度	R 5 年度	R 6 目標
①	スクールカウンセラーの配置率 ★ ※政令市除く	小学校	100%	100%
			100%	
		中学校	100%	100%
			100%	
②	母子・父子自立支援員相談受付件数 (児童(教育等))【政令市、中核市除く】	2,869件	2,870件	(※)
		—	—	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活支援(福祉資金等)の合計値で設定(17,000 件)しているため、達成率は後述

イ 参考数値

【スクールソーシャルワーカーの配置・実績】 <上段：県、下段：全国>

指 標		R4 年度	R5 年度	前年度 比	
①	スクールソーシャルワーカーの配置人数	152 人	179 人	+27 人	
		3,241 人	3,747 人	+506 人	
②	スクールソーシャル ワーカーによる対応実績 のある学校の割合（※） 【政令市・中核市除く】	小学校 ★	46.4%	48.7%	+2.3%
			64.5%	67.5%	+3.0%
		中学校 ★	56.7%	64.0%	+7.3%
			69.7%	72.4%	+2.7%
		高等学校（県立）	78.0%	100%	+22.0%

（※）小学校・中学校：県内公立小・中学校のうち、補助事業を活用したＳＳＷによる対応実績のある小・中学校の割合。高等学校：県立高等学校の全課程のうち、ＳＳＷによる対応実績のある県立高等学校の課程数の割合

- ・ 本県のスクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合は、「小学校」「中学校」とともに前年度より増加しており、「高等学校（県立）」では前年度より 22 ポイント増加し 100%となっている。

【学用品費等の支援】

<上段：県、下段：全国>

指 標		R4年度	R5年度	前年度比	
③	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★	90.9%	90.9%	±0%	
		82.3%	83.2%	+0.9%	
④	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況★	小学校	100%	100%	±0%
			84.9%	85.8%	+0.9%
		中学校	100%	97.0%	▲3.0%
			86.2%	86.6%	+0.4%

- ・ 本県の就学援助制度に関する周知状況は、前年度と同率であり、全国の数値を上回っている。
- ・ 本県の新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況は、「小学校」は 100%、「中学校」は 97%であり、いずれも全国の数値を上回る実施率である。

【学校給食】

〈全国の数値無し〉

指 標			R 4 年度	R 5 年度	前年度比
⑤	学校給食実施率 （ ） 内は完全給食実施率	小学校	99. 6%	99. 8%	+0. 2%
			(99. 6%)	(99. 8%)	+0. 2%
		中学校	99. 0%	95. 6%	▲3. 4%
			(90. 2%)	(90. 4%)	+0. 2%
		義務教育学校	100%	100%	±0%
			(100%)	(100%)	±0%

- ・ 本県の学校給食実施率は、小学校では0.2ポイント増加し、中学校では3.4ポイント減少、義務教育学校では前年度と同率である。

【地域における学習支援等】

〈全国の数値無し〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑥	地域未来塾の実施箇所 【政令市、中核市除く】	10箇所	45箇所	+35箇所
⑦	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数	31市町村	30市町村	▲1市町村
⑧	学習支援を実施している市町村数（市町村の独自財源）	10市町村	12市町村	+2市町村
⑨	放課後子ども教室の実施箇所数 【政令市、中核市除く】	177箇所	181箇所	+4箇所

- ・ 地域未来塾の実施箇所は、前年度より35箇所増加している。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町村数は、前年度より1市町村減少している。
- ・ 市町村の独自財源により学習支援を実施している市町村数は、前年度より2市町村増加している。
- ・ 放課後子ども教室の実施箇所数は、前年度から4箇所増加している。

(2) 生活の安定に資するための支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R4年度	R5年度	R6目標
③	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数	33市町村	33市町村	現状維持
		100%	100%	
④	養育支援訪問事業の実施市町村数	30市町村	30市町村	現状より増加
		(※1)	(※1)	
⑤	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数	12件	—	50件 (※2)
		24%	—	

(※1) 目標が「現状(30 市町村)より増加」のため、達成率での表記はしない。

(※2) 令和4年度をもって事業終了。

- ・ 乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数は、前年度に引き続き 33 全市町村となり、目標達成の状態を維持している。
- ・ 本県の養育支援訪問事業の実施市町村数は、前年度と同じ 30 市町村となり、目標の「現状より増加」は達成できていない。

イ 参考数値

【放課後児童クラブの設置】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑩	放課後児童クラブの設置数	1,420 箇所	1,397 箇所	▲23 箇所
		26,683箇所	25,807箇所	▲876 箇所

- ・ 本県の放課後児童クラブの設置数は、前年度から 23 箇所減少した。

※ クラブ数減少の大きな要因は、前年度まで支援の単位数をクラブ数として報告していた自治体があり、当該自治体はその是正を図ったため。

【乳幼児健康診査】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑪	乳幼児健康診査の実施率 (受診率)	1 歳 6 か月	96.1%	—
			96.3%	—
	3 歳	95.5%	(※)	—
			95.7%	—

(※) 令和5年度の数値について、令和7年2月末時点で未発表。

- ・ 本県の令和4年度の乳幼児健康診査の実施率について、1歳6か月、3歳ともに令和3年度（1歳6か月：96.0%、3歳：94.5%）より増加している。

【子どもの居場所づくり】

〈全国の数値無し〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑫	子ども（18 歳未満）を対象とした「子どもの居場所づくり」(※)を実施している市町村数	33 市町村	33 市町村	±0

(※) ⑨の「放課後子ども教室」を除く。

- ・ 子どもを対象とした「子どもの居場所づくり」を実施している市町村数は、前年度に引き続き 33 全市町村である。

【高校中退者などへの就業支援】

〈全国の数値無し〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑬	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率	47.2%	64.2%	+17.0%

- ・ 地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就職率は、前年度から17ポイント増加の64.2%となった。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R4年度	R5年度	R6目標
⑥	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)【政令市、中核市除く】	9,284件	10,162件	(※)
		—	—	
⑦	母子・父子自立支援プログラム策定者数【政令市、中核市除く】	116名	101名	80名
		145%	126%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は後述

- ・ 本県の母子・父子自立支援プログラム策定者数は、前年度から15名減少しているものの、目標は達成している。

(4) 経済的支援

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標			R4 年度	R5 年度	R6 目標
⑧	母子・父子自立 支援員相談受付 件数（※） 【政令市、中核市除く】	児童（教育等）	2,869件	2,870件	17,000 件
		生活一般（就労等）等	9,284件	10,162件	
		生活援護（福祉資金等）	12,403件	11,820件	
		合 計	24,556件	24,852件	
			144%	146%	

(※) 母子・父子自立相談受付件数の目標値は、児童(教育)、生活一般(就労等)、生活援護(福祉資金等)の合計値で設定(17,000件)しているため、達成率は行政取り組み指標②、⑥と合わせて本表で整理する。

- ・ 本県の母子・父子自立支援員相談受付件数は、3区分の合計で24,852件となり、目標を達成している。

(5) 社会全体で子どもの貧困対策に取り組むための基盤づくり

ア 行政取り組み指標

〈上段：実績値、下段：達成率〉

指 標		R4年度	R5年度	R6目標
⑨	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数	32市町村	32市町村	23 市町村
		139%	139%	
⑩	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合	72.8%	※	80%
		91%	※	

(※) 令和5年度は県民ニーズ調査での調査項目となっていないため未把握

- 子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数は、令和元年の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に伴い、計画策定が市町村の努力義務となったことにより策定が進み、32市町村で制定されており、令和4年度、令和5年度共に目標を達成している。

イ 参考数値

【実態調査等】

〈上段：県、下段：全国〉

指 標		R4年度	R5年度	前年度比
⑭	貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数	13 県市町村	13 県市町村	±0 県市町村

- 令和5年度に貧困の状態にある子どもなどの実態調査等を実施した県市町村数は、前年度から増減がなかった。

(6) その他の構成事業の実施状況

行政取り組み指標、参考数値として数値で確認したもの以外の構成事業の実施状況は、【別添】のとおりとなっている。

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和２年～令和６年） 指標一覧

（子ども指標）

（下段は国データ）

	基本方向	ライフ ステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	所管局	所管所属
1	教育	学童期～ 青年前期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率★		%			95.2	96.6	95.6	96.6	96.0	94.7	福祉子どもみらい局	生活援護課
								93.7	94	93.7	93.7	93.8	92.5	福祉子どもみらい局	生活援護課
2	教育	学童期～ 青年前期	児童養護施設の子どもの進学率（中学校卒業後）★		%			98.2	100	100	100	100	100	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
								95.8	98.2	97.2	97.7	97.1	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
3	教育	学童期～ 青年前期	就学援助率	小学校	%	14.4	14.2	14.0	13.6	13.4	13.1	12.5	12.0	教育局	子ども教育支援課
						14.2	14.2	14.1	13.9	13.7	13.4	13.1	12.9	教育局	子ども教育支援課
				中学校	%	17.5	17.3	17.2	16.8	16.5	16.0	15.4	14.8	教育局	子ども教育支援課
						17.3	17.0	16.7	16.4	16.3	16.0	15.7	15.5	教育局	子ども教育支援課
4	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率★		%			37.4	39.9	38.3	48.1	46.9	46.9	福祉子どもみらい局	生活援護課
								36	36.1	37.3	39.9	42.4	42.9	福祉子どもみらい局	生活援護課
5	教育	青年中期	児童養護施設の子どもの進学率（高等学校等卒業後）★		%			25.9	31.00%	32.2	35.3	22.2	34.6	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
								30.8	43.84%	36.4	38.6	38.9	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
6	教育	青年中期	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中途退学率★		%			4.9	5.3	3.5	2.8	3.3	4.4	福祉子どもみらい局	生活援護課
								4.1	4.3	4.1	3.6	3.3	3.7	福祉子どもみらい局	生活援護課
7	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ （公立・全世帯）	全日制	%			1.3	1.1	0.8	0.9	1.1	1.2	教育局	学校支援課
								0.8	0.7	0.6	0.7	0.8	0.8	教育局	学校支援課
				定時制	%			11.7	9.9	8.3	8.9	9.7	10.4	教育局	学校支援課
								9.3	8.5	7.1	7.1	7.8	8.2	教育局	学校支援課
8	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ （公立・全世帯）	通信制	%			11.2	10.6	9.8	9.1	7.8	9.5	教育局	学校支援課
								6.4	5.8	5.6	4.7	5.0	5.8	教育局	学校支援課
				全日制	人			1,698	1,351	991	1,089	1,262	1,423	教育局	学校支援課
								17,263	15,063	11,754	12,971	14,540	15,470	教育局	学校支援課
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ （私立・全世帯）	定時制	人			817	619	477	459	463	468	教育局	学校支援課
								7,668	6,710	5,426	5,115	5,395	5,544	教育局	学校支援課
				通信制	人			414	384	365	331	287	362	教育局	学校支援課
								3,582	3,265	3,103	2,521	2,696	3,335	教育局	学校支援課
9	教育	青年中期	高等学校等中途退学率★ （私立・全世帯）	全日制	%			1.0	0.9	0.8	1.1	1.3	1.3	福祉子どもみらい局	私学振興課
								1.3	1.2	1.0	1.2	1.4	1.5	福祉子どもみらい局	私学振興課
				通信制	%			3.4	4.4	2.7	3.0	3.3	4.1	福祉子どもみらい局	私学振興課
								5	4.1	3.0	3.5	3.5	3.4	福祉子どもみらい局	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（令和2年～令和6年） 指標一覧

（子ども指標）			（下段は国データ）												
	基本方向	ライフステージ	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	所管局	所管所属
10	教育	青年中期	高等学校等中途退学者数★ （私立・全世帯）	全日制	人			708	607	577	769	933	927	福祉子どもみらい局	私学振興課
								13,834	12,017	10,079	12,493	14,383	14,666	福祉子どもみらい局	私学振興課
				通信制	人			25	29	17	19	29	44	福祉子どもみらい局	私学振興課
								6,153	5,711	4,518	5,724	6,288	7,093	福祉子どもみらい局	私学振興課
11	教育	青年中期	高校生等奨学給付金（公立）の受給人数・受給率	受給人数	人			14,214	12,801	12,116	11,818	11,271	10,653	教育局	財務課
				受給率	%			10.1	9.3	9.0	9.0	8.8	8.3	教育局	財務課
12	教育	青年中期	高校生等奨学給付金（私立）の受給人数・受給率	受給人数	人			5,461	4,829	4,985	4,936	4,884	4,895	福祉子どもみらい局	私学振興課
				受給率	%			7.3	6.5	7.1	7.1	6.9	6.9	福祉子どもみらい局	私学振興課
13	教育	その他	母子父子寡婦福祉資金の貸付件数	修学資金	件			648	574	460	337	240	185	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
				就学支度資金	件			228	168	134	124	129	108	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
14	生活	妊娠期～乳幼児期	保育所等利用児童数・利用率	児童数	人				157,949	164,234	167,590	170,241	172,385	福祉子どもみらい局	次世代育成課
				利用率	%				36.7	38.7	40.01	42.4	44.2	福祉子どもみらい局	次世代育成課
15	生活	学童期～青年前期	生活保護世帯に属する子どもの就職率(中学校卒業後) （下段は国データを記入）		%			0.9	0.7	0.7	0.3	0.4	0.3	福祉子どもみらい局	生活援護課
15	生活	学童期～青年前期			%			1.5	1.4	1	1	1.1	1.3	福祉子どもみらい局	生活援護課
16	生活	学童期～青年前期	児童養護施設の子どもの就職率（中学校卒業後） （下段は国データを記入）		%			1.8	0	0	0	0	0	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
16	生活	学童期～青年前期			%			2.4	0.39	1.2	0.6	1.4	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
17	生活	青年中期以降	生活保護世帯に属する子どもの就職率（高等学校等卒業後） （下段は国データを記入）		%			39.8	37.1	35.7	30.9	31.4	33.6	福祉子どもみらい局	生活援護課
17	生活	青年中期以降			%			46.6	47.2	43.6	41.3	39.6	39.1	福祉子どもみらい局	生活援護課
18	生活	青年中期以降	児童養護施設の子どもの就職率（高等学校卒業後） （下段は国データを記入）		%			66.7	58.6	54.8	44.1	66.6	57.7	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
18	生活	青年中期以降			%			62.5	42.34	55.4	53.8	51.6	集計中	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
19	生活	青年中期以降	地域若者サポートステーションの相談受付件数		件			3,817	3,765	3,734	4,221	4,219	3,933	福祉子どもみらい局	青少年課
20	経済	その他	児童扶養手当の受給資格者と受給対象児童数	受給資格者	人			58,037	56,616	55,799	54,676	53,323	51,991	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
				受給対象児童数	人			73,086	70,728	68,673	66,634	63,895	61,448	福祉子どもみらい局	子ども家庭課

（行政取り組み指標）

（下段は国データ）

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	目標（2024年度）	所管局	所管所属
1	教育	スクールカウンセラーの配置率★	小学校	%			100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	教育局	子ども教育支援課
							67.8	88.5	90.0	92.1	93.3	94.7		教育局	子ども教育支援課
			中学校	%			100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100	教育局	子ども教育支援課
							89	96.6	97.0	97.1	97.4	97.8		教育局	子ども教育支援課
2	教育	母子・父子自立支援員相談受付件数（児童（教育等））		件			1,725	2,230	2,236	2,359	2,869	2,870	①	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
3	生活	乳児家庭全戸訪問事業の実施市町村数		市町村			33	33	33	33	33	33	現状維持	福祉子どもみらい局	次世代育成課
4	生活	養育支援訪問事業の実施市町村数		市町村			30	30	30	30	30	30	現状より増加	福祉子どもみらい局	次世代育成課
5	生活	若者の進路総合相談窓口（かながわみらいデスク）の登録件数（※2）		件			-	25	48	23	12	2023年度廃止事業	50	福祉子どもみらい局	青少年課
6	就労	母子・父子自立支援員相談受付件数(生活一般(就労等)等)		件			5,617	7,396	7,389	7,781	9,284	10,162	②	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
7	就労	母子・父子自立支援プログラム策定者数		名			70	108	115	93	116	101	80	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
8	経済	母子・父子自立支援員相談受付件数（生活援護（福祉資金等））		件			9,348	10,339	12,113	11,819	12,403	11,820	③	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
9	基盤づくり	子どもの貧困対策についての計画を策定している市町村数		市町村				5	30	30	32	32	23	福祉子どもみらい局	次世代育成課
10	基盤づくり	「子どもの貧困」という言葉の意味を知っている人の割合		%				65	—	—	72.8	-	80	福祉子どもみらい局	次世代育成課

※①、②、③の計17,000件 ※2令和4年度をもって事業終了予定

(参考数値)

	主要施策	設定指標		単位	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	所管局	所管所属
1	教育	スクールソーシャルワーカーの配置人数	小学校	人			109	117	134	147	152	179	教育局	子ども教育支援課
							2,377	2,659	2,859	3,091	3,241	3,747	教育局	子ども教育支援課
2	教育	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校★	%			39.1	38.4	47.7	47.9	46.4	48.7	教育局	子ども教育支援課
							50.9	54.2	56.9	63.2	64.5	67.5	教育局	子ども教育支援課
			中学校★	%			52.3	48.0	52.0	55.3	56.7	64.0	教育局	子ども教育支援課
							58.4	59.7	61.7	68.1	69.7	72.4	教育局	子ども教育支援課
			高等学校 (県立)	%			73.8	80.5	76.7	78.0	78.0	100.0	教育局	学校支援課
3	教育	就学援助制度に関する周知状況（入学時及び進級時に 学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合）★		%		69.7	78.8	69.7	78.8	90.9	90.9	90.9	教育局	子ども教育支援課
				%		65.6	69.4	75.3	78.7	81.1	82.3	83.2	教育局	子ども教育支援課
4	教育	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給 の実施状況★	小学校	%			21.2	66.7	97.0	100.0	100.0	100.0	教育局	子ども教育支援課
							47.2	73.7	82.3	83.7	84.9	85.8	教育局	子ども教育支援課
			中学校	%			63.6	87.9	100.0	100.0	100.0	97.0	教育局	子ども教育支援課
							56.8	78.9	83.8	85.1	86.2	86.6	教育局	子ども教育支援課
5	教育	学校給食実施率（ ）内は完全給食実 施率	小学校	%			99.6	99.8 (99.8)	—	99.8 (99.8)	99.6 (99.6)	99.8 (99.8)	教育局	保健体育課
			中学校	%			63.7	63.6 (44.5)	—	99.0 (82.3)	99.0 (90.2)	95.6 (90.4)	教育局	保健体育課
			義務教育学 校	%			100	100 (100)	—	100 (100)	100 (100)	100 (100)	教育局	保健体育課
6	教育	地域未来塾の実施箇所数		箇所			2	4	4	13	10	45	教育局	生涯学習課
7	教育	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援事業実施市町 村数		市町村				30	31	31	31	30	福祉子どもみらい局	生活援護課
8	教育	「学習支援」を実施している市町村数（市町村の独自 財源）		市町村				8	10	10	10	12	福祉子どもみらい局	次世代育成課
9	教育	放課後子ども教室の実施箇所数		箇所			146	167	171	178	177	181	教育局	生涯学習課
10	生活	放課後児童クラブの設置数		箇所			1,243	1,311	1,388	1,400	1420	1,397	福祉子どもみらい局	次世代育成課
11	生活	乳幼児健康診査の実施率(受診率)	1歳6か月	%		95.9	96.5	94.1	95.6	96.0	96.1	集計中	健康医療局	健康増進課
			3歳	%		95	95.6	92.2	94.2	94.5	95.5	集計中	健康医療局	健康増進課
12	生活	子ども（18歳未満）を対象とした「子どもの居場所づ くり」を実施している市町村数（NO.9 放課後子ども 教室を除く）		市町村		19	19	調査中止	33	33	33	33	福祉子どもみらい局	次世代育成課
13	生活	地域若者サポートステーションで支援を受けた人の就 職率		%			40.1	46.5	43.3	46.3	47.2	64.2	福祉子どもみらい局	青少年課
14	基盤づくり	貧困の状況にある子どもなどの実態調査等を実施した 県市町村数		県市町村			13	12	10	9	13	13	福祉子どもみらい局	次世代育成課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度の実主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	様々な事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課
1	1	(1)	1-1(1)→①	子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	県内33市町村に対して、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯の利用料を無償化するにため、県負担分を支給した。	今後も子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供できるよう、適正な給付に努める。	保育所給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
							幼稚園給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
							認定こども園給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
2	1	(1)	1-1(1)→③				小規模保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
3	1	(1)	1-1(1)→③				家庭の保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
4	1	(1)	1-1(1)→③				居宅訪問型保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
5	1	(1)	1-1(1)→③				事業所内保育給付費負担金	本拠	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
6	1	(1)	1-1(1)→③				施設保育施設等利用料補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
7	1	(1)	1-1(1)→③				私立幼稚園利用給付費負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課
8	1	(1)	1-1(1)→③				実費徴収補正給付事業費補助（私立幼稚園）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課
9	1	(1)	1-1(1)→③				保育所給付費負担金、幼稚園給付費負担金、小規模保育給付費負担金、家庭の保育給付費負担金、事業所内保育給付費負担金	再掲	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
10	1	(1)	1-1(1)→③				私立学校給費補助（県単・国庫対象）（一部）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課
11	1	(1)	1-1(1)→③				保育センター運営費補助、保育工事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
12	1	(1)	1-1(1)→③				私学団体補助金（一部）、私立学校教職員等研修事業費（一部）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課
13	1	(1)	1-1(1)→③				義務教育重点課題研究費（一部）、幼稚園教育充実事業費（国庫対象）	本拠	一部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
14	1	(1)	1-1(1)→③				スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
15	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
16	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
17	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
18	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
19	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
20	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
21	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
22	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
23	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
24	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課
25	1	(1)	1-1(1)→③				私立高校スクールソーシャルワーカー活用事業費	本拠	全部	子ども教育支援課	子ども教育支援課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

主要 施策	大柱	小柱	黒の取組み	取組みの目的	令和5年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本場・再掲	全部・一部	局	所管課	
1	2	(2)	2-(2)-5	教員向け研修の実施	子ども支援研修会の実施を職員向け研修講座に位置付けることで、子どもの貧困の理解が促進された。 【取組実績】 ・子ども支援研修会1回	引き続き研修会等を実施し、子どもの貧困と関連する課題にある子どもたちをはじめとした、すべての子どもたちの未来を応援する取組みの推進を図る。	子どもの貧困対策推進事業費（県庫）	本場	一部	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
26	1	2	(2)	2-(2)-5	初任者研修の中で、子どもの貧困の現状を知り、子どもの人権を守る具体的な対応について理解を深める研修を行います。また、子どもの権利に関する県民向けフォーラムを教員向け研修講座に位置付け、子どもの貧困の理解促進を図ります。	初任者研修で全校を対象に「人権教育」を実施した。 また、研修と併せて、子どもの貧困について扱った「子ども支援WEB講座（次世代育成講座）」を教員向け研修講座として位置付け	次年度も同様に実施していく。	教育課程研修等事業費（総教C）	本場	一部	教育局	教育総務室（総合教育C）
27	1	3	(1)	3-(1)-3	キャリア教育の推進	*「キャリア教育実践プログラム」を全校・全課程で策定し、おおむね計画的、体系的に実施することができた。 ・学校が持つ人への可能性を引き出す能力や態度の育成などの社会的責任に向って、インターンシップや外部連携等をとおして、在学中に社会体験できる。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制限の中で生活してきた高校生への影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組みを検討していく。	-	-	教育局	高校教育課	
28	1	3	(1)	3-(1)-2	高校生世代自立支援事業	各所に広域連立禁止事項	高校生世代自立支援事業費	本場	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
29	1	3	(2)	3-(2)-3	スクールソーシャルワーカー配置活用事業（再掲）	・「福祉の専門家」としてスクールソーシャルワーカーをすべて県立高等学校・中等教育学校に配置した。 ・年間を通して、教職員・生徒・保護者との協働関係構築とケース会議等18,654回実施した。 ・相談内容で多いのは、家庭環境、心身の健康、発達障害、不登校、長期欠席であった。 ・解決・対応率は75.3%であった。 ・委託した関係機関が多いのは、児童養育施設の関与、保健・医療の関係機関であった。	・引越先、スクールソーシャルワーカーをすべて県立高等学校・中等教育学校に配置し、校や支援体制の充実を図る。 ・学校との関わりや南砺市不登校の生徒への支援体制を強化していく必要がある。	県立高校スクールソーシャルワーカー配置事業費	再掲	全部	教育局	学校支援課
30	1	3	(2)	3-(2)-2	柔軟な学びのシステムの活用	転入学については、積極的な進路変更の転入学希望者が多かった。中道進学希望者4名が入学した。中道進学希望者は、無断退学35人に対して1人が受検し、1人が合格した。	今後も引き続き、積極的な進路変更や教育的転入学を支援する入学者の受け入れ、入学希望者に対する中道進学希望者を実施し、就学継続のための支援を行うとともに、しくみの見直しを図る。	-	-	教育局	高校教育課	
31	1	3	(2)	3-(2)-3	かながわ若者サポートステーション事業	臨床心理士等によるカンサートリングや、働く機会を創出するための支援プログラム（就業支援、ソーシャルスキルトレーニング、ハロウキョウなど）を実施した。また、自治体の協力を得て、アウトリーチ支援やコロナ禍でのオンライン面談のツールZoomの使い方を指導し、実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援が必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、電話・メール等の支援を積極的に実施するとともに、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	本場	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
32	1	3	(2)	3-(2)-4	高校生世代自立支援事業（再掲）	各所に広域連立禁止事項	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
33	1	3	(2)	3-(2)-5	学び直し支援等事業	公立高等学校の生徒202人に貸し出し支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	継続して実施	学び直し支援等事業費	本場	教育局	財経課	
34	1	3	(2)	3-(2)-5	高等専門学校などの中道進学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、法律上の就学支援金支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過した後でも、卒業までの間（最長2年）、継続して就学支援金相当額を支給する。	高等専門学校の中道進学した方が再び高等学校などで学び直す場合に、継続して支援を行う。	高等学校等就学支援金補助金（一部）	本場	一部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
35	1	4	(1)	4-(1)-3	生涯学習（通学準備給付金）	生涯学習世帯の高齢者が、大学等に進学した場合に、自宅からの通学には10万円、結婚後に進学の場合は30万円を一括として支給している。大学への進学を目標に、希望を持つことができ、貧困の連鎖を断ち切る契機となる。	生涯学習世帯の高齢者の大学等への進学率向上を目指す。子どもたちが、進学を含め、将来に希望を持ち、社会の役に立つことができるよう適切な支援を継続していく。	通学準備給付金	本場	全部	福祉子どもみらい局	生活福祉課
36	1	4	(1)	4-(1)-2	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援資金）	（主な取組実績） 母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付実績 修学資金：185件 技能習得資金：7件 修繕資金：13件 生活資金：8件 就学支援資金：108件 （効果） 母子・父子家庭等の自己回復と福祉の向上のきっかけづくりにつながった。	母子父子寡婦福祉資金貸付金の申請に対し、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般に関わる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	本場	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
37	1	4	(1)	4-(1)-3	産業技術短絡大学校の専門課程訓練事業	産業技術短絡大学校における令和4年度は定員200名、入学者数137名、修了者数125名、就職者数123名、就職率90.1%（修了者数・就職率ともに前年度比増）。 （修了者・就職者中）で、「高度な技術・技能を習得するための訓練を実施した。」	産業技術短絡大学校における令和4年度は定員200名、入学者数100名、引込続業訓練者として必要な専門知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施する。	専門課程訓練事業費	本場	全部	産業労働局	産業人材課
38	1	4	(1)	4-(1)-6	かながわ職業アカデミーの授業料の減免制度	相対件数3件 減免件数3件 生活困難であった学生が当該制度を利用して、学費に余裕を生じやすくなり、卒業することができた。	生活困難により学費の継続が困難な学生に対し、当該制度を紹介し、活用を促していく。	-	-	環境施設局	職業振興課（かながわ職業アカデミー）	
39	1	4	(1)	4-(1)-5	かながわ職業アカデミー-特別	資金借入金4件 利子補償件7件 奨学金が滞ることにより、無利子で返済することができ、資金利用者が授業料や教材などに必要経費を削減しやすくなり、卒業することができた。	奨学金滞りに際しては迅速に対応していく。	奨学金滞りに際しては迅速に対応していく。	本場	一部	環境施設局	職業振興課（かながわ職業アカデミー）
40	1	4	(1)	4-(1)-6	県立保健福祉大学の入学料、授業料の減免制度	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者がある者の入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：17名 3,008,000円 ・授業料減免実績：155名 31,880,100円 （収入不足は延べ人数）	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であると認められる者がある者の入学料、授業料の減額、又は免除を行っています。	県立保健福祉大学交付金（修学支援費）	-	-	保健福祉大学交付金（修学支援費）	定例企画・人材課（県立保健福祉大学）
41	1	4	(1)	4-(1)-7	県立看護専門学校の入学料、授業料の減免制度	【取組実績】 一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料の納付が困難であると認められる者の入学料、授業料を減額、又は免除しました。 ・入学料減免実績：19名 1,190,200円 ・授業料減免実績：137名 9,201,800円 【効果】 真に支援が必要な低所得世帯の者の入学料、授業料を減額、又は免除し、その修業に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができると期待される者を含む、急速な少子化の進展への対応に寄与することができた。	引き続き、一定の学業成績に達しており、かつ経済的理由により授業料等の納付が困難であると認められる者がある者の入学料、授業料の減額、又は免除を行っています。	県立看護専門学校維持費 ・県立看護専門学校維持費 ・平塚看護大学校維持費	-	-	保健福祉大学交付金（修学支援費）	定例企画・人材課（県立看護専門学校）
42												

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	協賛事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	
43	I	4	(1)	4-11-⑧	神奈川県養護師等修学資金貸付金	【特別貸付取組実績】 保護者人材を確保するため、県内養成施設に在学中、卒業後に「県内で養護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能である。 一般貸付と特別貸付があり、貸付額の多い特別貸付については、市町村医師非課税世帯もしくは市町村医師所得割非課税世帯の者を対象とし、一定の収入等の基準を満たす者を対象とします。	意欲と能力のある者が、その経済状況に関わらず修学の機会を得られるよう、今後も事業を継続実施する。	養護師等修学資金貸付金（基金）	本拠	全部	健康送迎局	医療整備・人材課
					貸付人数・貸付金額 45人・22,400,000円 【効果】 修学資金を貸付けることで、子どもの修学機会の拡大や、保護者への経済的支援を行った。							
44	I	5	(1)	5-11-①	児童保護措置費	児童養護施設に入所や里親への養育委託等の措置を行った場合の施設運営、児童養育等のための経費を支払った。 また、令和5年度から、費目の種類として、新たに視力矯正費を追加した。	措置費を適切に使い、児童の養育に資するように、適切に措置費を国・県で負担する。	児童保護措置費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
					児童養護施設などに通園委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。そのうち、「教育費」としては、養育費の学用品費、教材費、通学費、部活動費、学芸費が公費負担対象です。							
45	I	5	(1)	5-11-②	県立児童福祉施設学校教育推進事業	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	県立児童福祉施設内教育（公教育）に必要な経費を負担する。	おおいそ学園入所児童支援費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
46	I	5	(1)	5-11-②	県立児童福祉施設入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。			子ども自立生活支援センター学校教育推進事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
47	I	5	②	5-12-①	特別支援教育就学奨励費補助金	・就学のために必要な支援を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（面）することにより、特別支援学校などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減することを目指す。 ・（国庫補助） ・特別支援教育就学奨励費補助金 217,836,000円 ※国の事務負担	・今後も引き続き国の方針に基づき、特別支援学校などに就学する児童・生徒の保護者の経済的負担の軽減を図っていく必要がある。	-	-	-	教育局	子ども教育支援課
48	I	5	②	5-12-②	特別支援教育就学奨励費	・特別支援学校第1校（私立29校、市220校、私立2校）、支援対象A7,427名へ実施した。 ・養育費等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援学校の振興が図られ、 ・1人1台端末の整備を実施し、情報教育の環境整備、振興が図られた。	・教育費決定方法などについて、保護者から意見を伺う必要があり、未定につきについては待望しいとなる。そのため、学校が未定出席への手続きを速にために問い合わせ等を利用して周知を継続的に行う。	特別支援学校就学奨励費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課
49	I	5	②	5-12-③	特別支援教育就学奨励費	・特別支援学校第1校（私立29校、市220校、私立2校）、支援対象A7,427名へ実施した。 ・養育費等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援学校の振興が図られ、 ・1人1台端末の整備を実施し、情報教育の環境整備、振興が図られた。	・教育費決定方法などについて、保護者から意見を伺う必要があり、未定につきについては待望しいとなる。そのため、学校が未定出席への手続きを速にために問い合わせ等を利用して周知を継続的に行う。	-	-	-	教育局	特別支援教育課
50	I	5	②	5-12-④	特別支援教育就学奨励費	・特別支援学校第1校（私立29校、市220校、私立2校）、支援対象A7,427名へ実施した。 ・養育費等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援学校の振興が図られ、 ・1人1台端末の整備を実施し、情報教育の環境整備、振興が図られた。	・教育費決定方法などについて、保護者から意見を伺う必要があり、未定につきについては待望しいとなる。そのため、学校が未定出席への手続きを速にために問い合わせ等を利用して周知を継続的に行う。	特別支援教育就学奨励費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課
51	I	5	②	5-12-④	特別支援教育就学奨励費	・特別支援学校第1校（私立29校、市220校、私立2校）、支援対象A7,427名へ実施した。 ・養育費等の経済的負担を軽減することにより、特別支援学校への就学を促進し、教育の機会均等、特別支援学校の振興が図られ、 ・1人1台端末の整備を実施し、情報教育の環境整備、振興が図られた。	・教育費決定方法などについて、保護者から意見を伺う必要があり、未定につきについては待望しいとなる。そのため、学校が未定出席への手続きを速にために問い合わせ等を利用して周知を継続的に行う。	特別支援教育就学奨励費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課
52	I	5	③	5-13-①	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課
53	I	5	③	5-13-②	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
54	I	5	③	5-13-③	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
55	I	5	③	5-13-④	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
56	I	5	③	5-13-⑤	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
57	I	5	③	5-13-⑥	外国人学校生徒等支援事業	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、所轄に届け出ること学費負担の軽減を図ることを目指す補助金を行います。	外国人学校生徒等学費補助金	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
58	I	6	(1)	6-11-①	小・中学校等就学支援事業（私立小・中学校）	私立小・中学校に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年間約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小・中学校に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年間約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	小・中学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課
59	I	6	(1)	6-11-②	小・中学校等就学支援事業（私立小・中学校）	私立小・中学校に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年間約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	私立小・中学校に通う児童・生徒が安心して教育を受けられるよう年間約400万円未満の世帯に対して授業料負担を軽減します。	小・中学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

主要 施策	大区	小区	黒の取組み	取組みの内容	令和5年度の主な取組実績・効果	取組の経緯・今後の方向性	細やかな 事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	
60	1	6	(1)	6-(11)-②	要保護児童生活支援補助金（学費給・医療費・学校給食費） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対して必要な援助を与えた点、国がその経費の一部を補助します。	神戸川崎が被災し、市町村については7市が交付決定を要し、案として、計1人の児童に対し援助を行った。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行えるよう市町村の状況を把握しながら進める。	児童生徒等健康診断費	本拠	全部	教育局	保健体育課
	1	6	(1)	6-(11)-②		・就学のために必要な援助を行った市町村に対して、その経費の一部を補助（国）することにより、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者等に対する必要な援助を減らすことができた。 （国庫補助助） ・学用費等 29,143,000円 ・医療費 12,682円 ※国の事務委任	・今後も引き続き国の方針に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者等に対して必要な援助を行っていく必要がある。	-	-	-	教育局	子ども教育支援課
61	1	6	(1)	6-(11)-③	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 被災児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減することでき、教育費の増大を抑制することができた。 （補助助） 1大規模災害対応分 該当なし 2東日本大震災対応分 ・被災児童生徒就学支援事業 2,289,000円	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助金 被災児童・生徒等が被災したことにより経済的・就学上の困難となった児童・生徒等を支援し、就学機会の確保を図る必要がある。		本拠	全部	教育局	子ども教育支援課	
62	1	6	(2)	6-(2)-①	高等学校等就学支援金等制度（公立・私立高校） 授業料に充てたための高等学校等就学支援金など一一定の収入が未未満の世帯の世帯主に対して支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校校設置市の事業費構成に充当します。	公立高等学校の生徒9,176名及び専攻科の生徒1人に対して就学支援金を支給したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	都道府県の財政力等により補助内大きな性格を有しているため、教育費負担に地域格差が生じることのないよう、就学支援金の支給対象を拡大するなど、国において更なる対応が必要である。	公立高等学校就学支援金交付費（県）（市）・専攻科就学支援金交付費・県立通信制高校就学支援金交付費	本拠	全部	教育局	財務課
63	1	6	(2)	6-(2)-①		私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう、私立高校生等の年収910万円未満の世帯に対して授業料の支援を行う。併せて、保護者の失業や倒産等により家計が急変した世帯に対しても授業料の支援を行った。	国の指針に促し、引き続き私立高等学校に通う生徒が安心して教育を受けられるよう支援を行う。	高等学校等就学支援事業補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課
64	1	6	(2)	6-(2)-②	高校生等奨学給付金（公立・私立高校） 授業料に充てたための高等学校等就学支援金などを一定の収入が未未満の世帯の世帯主に対して支給します。なお、就学支援金などは、県及び高校校設置市の事業費構成に充当します。	対象世帯10,653人に対して高校生等奨学給付金を支給し、授業料以外の教育費負担を軽減した。	平成26年度から開始された国庫補助事業であり、毎年支給額は増加しているが、支給対象については、非障がい世帯と生活保護受給世帯に限定されている。支給額の増額に併せて、支給対象世帯の拡大と非障がい世帯の授業料以外の教育費負担の軽減を図ることができようとの要望を継続する。	高校生等奨学給付金事業費	本拠	全部	教育局	財務課
65	1	6	(2)	6-(2)-②		生活保護世帯（生活給）を受けている世帯または、経済困難世帯（生活給）及び市町村福祉所所管世帯の合併後非障がいの世帯（家計急変）などにより非障がい世帯となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金を支給した。	授業料以外の教育費負担の軽減から、継続して給付を実施する。	私立高校生等奨学給付金事業費	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
66	1	6	(2)	6-(2)-③	私立高等学校等生徒学費補助金 一定の所得が額面以下の保護者に対し、学費軽減を行った学校に対し補助を行うことで、保護者負担の軽減を図った。	公立高校長の修正、家計に対する学費負担軽減の観点から、学費補助を継続して実施する。	私立高等学校等生徒学費補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
67	1	6	(2)	6-(2)-③	県内の私立の高等学校（定時制・通信制を含む）、中等教育学校後期課程及び私立専修学校高等課程に在学する生徒を持つ保護者などの負担の軽減を図るため、学費など（入学金・授業料）の軽減を行った学校に対して補助を行う。	私立専修学校高等課程生徒学費補助金	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課			
68	1	6	(2)	6-(2)-④	私立学校生徒学費緊急支援補助金 保護者の失業や倒産等により家計が急変した児童・生徒への影響を軽減するため、授業料を軽減した私立中学校等に対して補助を行った。	家計が急変した世帯に対する補助を引き続き行っていく必要がある。	私立学校生徒学費緊急支援補助金（国庫対象）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
69	1	6	(2)	6-(2)-⑤	被災児童生徒等就学支援補助金 東日本大震災及び大規模災害により被災した幼児、児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校などに対して助成します。	東日本大震災等により被災した児童、生徒の入学金や授業料などを軽減した私立高等学校等に対し継続して、補助を実施する。	被災児童生徒就学支援補助金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
70	1	6	(2)	6-(2)-⑤		被災児童生徒等就学支援補助金（国庫対象） 被災児童生徒等就学支援補助金（国庫対象）	被災児童生徒就学支援補助金（国庫対象）	本拠	全部	福祉子どもみらい局	私学振興課	
71	1	6	(2)	6-(2)-⑥	県立児童福祉施設学校教育推進事業（再掲） 県立児童福祉施設に入所する児童・生徒の教育を受ける権利を保障するため、施設内教育（公教育）に必要な経費（教材費、修学旅行費など）を負担します。	県立児童福祉施設学校教育（公教育）に必要な経費を負担する。	おたけ学園入所児童支援費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
72	1	6	(2)	6-(2)-⑥		子ども自立生活支援センター学校教育推進事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		
73	1	6	(2)	6-(2)-⑦	県立学校授業料等免除制度 生活保護法に基づいて保護を受けている者及びこれに準ずる者などの授業料、入学検定料、入学期の全部又は一部を免除します。	対象となる1,022人1人の入学検定料及び1,026人1人の入学料の全部又は一部を免除し、更に、96人の授業料を免除したことにより、経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与した。	令和5年度からこれまでの県の授業料免除制度への国の補助金交付がなくなり、県の高等学校等就学支援金の家計急変支援制度が開始されたことにより、収入要件500万円未満要件がなくなったこと、通常の就学支援制度の収入要件と違うこと、県の授業料免除制度と比較して大規模な減額を伴わない場合は対象外となる可能性があり、対象者の要件を緩和することが課題である。	-	-	-	教育局	財務課
74	1	6	(2)	6-(2)-⑧	高等学校奨学金貸付金（短期奨学資金を除く） 県内に在学し県内の高等学校など（高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部）に在籍する生徒や、保護者が県内に在学し高等学校等及び専修学校高等課程に在籍する生徒が、学業などに意欲があり学費の援助を必要とする場合と貸付を行っている。	学業等に意欲があり、学費の援助を必要とする高校生等1,754人に対して奨学金を貸付け、修学を支援した。	一部連帯保証人を立てることがない県学生がいたため、独立行政法人日本学生支援機構で導入している、機関保証制度を都道府県の奨学金において活用できるように、文部科学省から協会への働きかけの要望を継続する。	高等学校奨学金貸付金	本拠	全部	教育局	財務課
75	1	6	(2)	6-(2)-⑨	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援資金）（再掲） 配偶者がなく、親に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付実績 修学資金：185件 修学資金：7件 修学資金：13件 生活資金：8件 就学支援資金：1,08件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
76	1	6	(2)	6-(2)-⑩	生活福祉資金（教育支援資金） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和5年度教育支援資金貸付実績 決定額1,431千円 決定金額 621,051千円	引き続き、市町村、学校等を通じて制度の周知を図り、他所所属世帯の子どもへの修学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等補助（国庫対象）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
77	1	6	(3)	6-(3)-①	生活福祉資金（教育支援資金）（再掲） 県社会福祉協議会が実施主体となって、一定の所得以下の世帯に対して、高等学校などへの進学や通学に必要な経費の貸付けを行います。	県社会福祉協議会の令和5年度教育支援資金貸付実績 決定額1,431千円 決定金額 621,051千円	引き続き、市町村、学校等を通じて制度の周知を図り、他所所属世帯の子どもへの修学、進学を支援する。	生活福祉資金貸付事業費等補助（国庫対象）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
78	1	6	(3)	6-(3)-②	生活保護（進学準備給付金）（再掲） 親縁の連絡を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県費の福祉事務所管内（市町村）に在籍する世帯の子どもへの進学などへの進学時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	生活保護世帯の高校生が、大学等に進学した場合には、自宅からの進学には10万円、転居を必要とする進学には30万円を一括として支給して支援している。大学等への進学を目標に、希望を持つことができ、親縁の連絡を断ち切る要因となる。	生活保護世帯の高校生の大学等への進学率は未だ低額である。子どもたちが、進学を求め、将来に希望を持ち、社会の自派として活躍することが出来るよう適切な支援を継続していく。	進学準備給付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課
79	1	6	(4)	6-(4)-①	母子父子寡婦福祉資金貸付金（修学資金・就学支援資金）（再掲） 配偶者がなく、親に児童などを扶養している方に対して、無利子で資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金貸付実績 修学資金：185件 修学資金：7件 修学資金：13件 生活資金：8件 就学支援資金：1,08件 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談に応じ、その自立に必要な福祉資金の貸付けを始めとして生活全般にわたる指導を行い、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
80	1	7	(1)	7-(1)-①	放課後子ども教室推進事業に対する支援 放課後と週末など小・中学校の余暇時間等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として「放課後子ども教室」を設置し、子どもたちの健全な成長を支援。地域社会との交流活動などの取組みを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	25市町村（165箇所）で実施された放課後子ども教室推進事業に支援を行った。（令和5年度から津山市（16箇所）が市単独事業として、の補助を受けずに実施） 地域の大人との交流の機会を創出することができた。	文部科学省及びこども家庭庁の示す「放課後子ども教室推進パートナー」を推進し、引き続き市町村に対する支援を継続する。	放課後子ども教室推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
81	1	7	(1)	7-(1)-②	地域未来創造推進事業に対する支援 学習支援が必要な中学生などに対して学習習慣の確立と基礎学力の定着を図る「地域未来創造推進事業」を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	4町（4箇所）で実施された地域未来創造推進事業に支援を行った。 基礎的な学習内容の定着、家庭学習の習慣化に効果が見られた。	「学びを通じた地域の教育力の向上」を目標し、引き続き市町村に対する支援を継続する。	地域未来創造推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
82	1	7	(1)	7-(1)-③	地域学校協働活動推進事業に対する支援 地域と学校が連携・協働する体制づくりを構築する取組みや、多様な経験や技能を持つ人材などとの協働により1週間ごとに教育プログラムを行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、支援を行います。	17市町村（178箇所）で実施された地域学校協働活動推進事業に支援を行った。 地域の子どもたちの暮らしを支えるだけでなく、地域のつながりをより活性化させることができた。	「学びを通じた地域の教育力の向上」を目標し、引き続き市町村に対する支援を継続する。	地域学校協働活動推進事業費補助	本拠	一部	教育局	生涯学習課
83												

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組み内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	細々事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	
84	I	7	②	7-②-①	生活困窮世帯の子どもは健全育成に対する支援 生活困窮世帯の子どもは生きる力が育まれることをめざし、子どもが将来に希望や夢を抱く、在学を希望するよう、支援を展開します。 a 子ども支援員の配置 b 子ども支援員と連携をつくりの事業の実施 c 子どもの健全育成プログラム決定版の策定	新型コロナウイルス感染予防を徹底するなど、学習支援を継続して実施することができた。コロナ禍における活動においても実施力強化が事業を継続することで、子どもたちに継続した支援を提供するとともに、学習の定着を図ることができた。また、高校進学を希望する子どもたちの、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、決定し普及に努める。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもは健全育成の充実（学習支援・夢実現）を図る。プログラムの決定を行うとともに、関係機関への普及に努める。	生活困窮世帯の子どもは健全育成事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	生活支援課
	I	7	③	7-③-①	県立学校におけるコミュニティ・スクールの推進 令和2年度に県立学校全校にコミュニティ・スクールを導入することに伴い、各コミュニティ・スクールの取組事例などの情報を共有するとともに、一部の推進に努めた。また、研修会を毎年実施し、コミュニティ・スクールの推進体制の構築及び内容の充実を図ります。	・各県立学校において学校運営協議会を実施したほか、先進的な取組の普及啓発のため、学校取組事例集を作成し、県ホームページに掲載した。 ・県立特別支援学校29校（全校）で、各校年間3回～6回実施をした。 ・主要対象の訪問会を動画配信形式で実施し、各校の取組事例の紹介等を行った。 ・取組みや内容や協議内容等をまとめた開催結果を、各校のホームページ上で公開した。	令和6年度において、学校評価の部分について機能強化を実施する。	コミュニティ・スクール推進事業費	本拠		教育局	高校教育課
	I	7	③	7-③-①		・県立特別支援学校29校（全校）で、各校年間3回～6回実施をした。 ・主要対象の訪問会を動画配信形式で実施し、各校の取組事例の紹介等を行った。 ・取組みや内容や協議内容等をまとめた開催結果を、各校のホームページ上で公開した。	実際に地域と共同した活動を行うなど、地域と連携した取り組みを増やしていきたい。引き続き各校の取り組み事例の共有を進めていく。	コミュニティ・スクール推進事業費	本拠	全部	教育局	特別支援教育課
	I	7	③	7-③-②	市町村立学校におけるコミュニティ・スクールの促進 市町村立学校については、コミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を協議し、市町村教育委員会等で情報の共有や協議を行うとともに、希望する市町村教育委員会に対して講師を派遣するなどの支援を行い、県内全域でのコミュニティ・スクールの促進及び内容の充実を図ります。	・市町村教育委員会におけるコミュニティ・スクールの導入の促進と推進の充実を図るため、全ての市町村教育委員会を対象としたコミュニティ・スクールの推進に関する研究協議会を実施した。 ・様々な状況や新たな取組を通して、市町村の状況やニーズに合わせた支援を行う。また、市町村教育委員会に対して、必要に応じて研修や相談を行う。	・コミュニティ・スクールを推進していない市町村教育委員会があり、今後も県内の取組をさらに拡大していく必要がある。 ・引き続き、研究協議会を開催するとともに、コミュニティ・スクールの導入・推進に努め、コミュニティ・スクール推進体制構築事業を実施していく。 ・コミュニティ・スクールと地域学校連携活動との一体的推進を図るため、好事例を収集し、県内へ発信していくとともに、各市町村の社会教育主事にも研究協議会への参加を依頼していく。	コミュニティ・スクール推進体制構築事業費補助	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
87	I	8	(1)	8-①-①	神奈川県内の公立中学校夜間授業の設置に向けた検討・支援 神奈川県内では、横浜市に1校、川崎市に1校設置されています。（横浜市立鶴田中学校、川崎市立西が浜中学校） なお、新たな設置に向けて、検討・協議を進めます。	・相模原市立夜間中学校夜間推進協議会を毎年開催し、生徒支援や生徒募集、費用負担に関すること等、より具体的な課題について協議を重ねた。 ・令和5年度の新たな取組として、入学前の体験入学、在籍生に関する定期的な情報交換を実施した。 ・様々な状況や新たな取組を通して、夜間中学に対する考え方の原点（相模原市立の学校ではあるが、各市町村教育委員会の白紙からの取組が必要不可欠）を再確認することができた。	・三者協定に参加する市町村をさらに拡大させていく必要がある。 ・相模原市以外の市町村からも生徒を受け入れる広域的な仕組みについて、今後も関係市町村と連携して検討・推進していく必要がある。 ・費用負担に関する事項について、繰り返し協議を行ったが、結論が出ていないものもある。	-	本拠	全部	教育局	子ども教育支援課
	I	8	②	8-②-①	生活保護（教育扶助） 生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。福祉事務所では、養育費に対し、地域や世帯の状況に応じて決められた最低生活費（最低生活に必要な費用の合計額）と収入を差し引き、不足する部分を生活保護費として支給します。生活保護費のうち、「教育扶助」は、義務教育期間の子どもがいる世帯に給付する費用で、修学にかかる費用を支払うこともできます。また、義務教育に伴って必要な費用については、学校の長に対して直接支払うことが可能となっていることから、こうしたしくみを活用し、本来の目的に使えるよう、必要と認めるときは、学校長などに直接交付しています。	4保健福祉事務所、1センター、1支所で実施。支援を必要とする人に確実に教育扶助を実施した。	引き続き適切な支給を実施する。	生活保護扶助費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	生活支援課
89	I	8	②	8-②-②	要保護児童生徒援助補助金（学校給食費）（再掲） 市町村が事業主体となって、経済的理由によって就学が困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して必要な援助を行った場合、国がその経費の一部を補助します。	神奈川県分及び市町村分、実績なし。	引き続き、必要な児童・生徒に援助が行えるよう市町村の状況を把握しながら進める。	-	-	-	教育局	保護体育課
90	I	8	③	8-③-①	ふれあいいの友反助援助事業 不登校児及び情緒障害児、児童などに対して、児童相談所の児童福祉室、児童相談員及び児童心理士による指導の一環として、子どもの成長に相当する世代を中心、児童福祉と連携と連携を有する大学生など（メンタルフレンド）を、支援を要する子どもたちの家庭などに派遣し、子どもたちのふれあいを通じて子どもの健全育成を援助します。	メンタルフレンド登録者 25人 メンタルフレンド派遣回数 120回	メンタルフレンド登録者数としては一定の数が確保されているが、実際に活動している方と実際に活動できていない方がある。そういった方でも活動できる道などのように提供できるかを検討していく必要がある。	ふれあいいの友反助援助事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
91	I	8	③	8-③-②	各種スポーツ大会などのイベント実施 県内の児童養護施設などにおいて、水泳大会、卓球大会、駅伝大会、野球・ソフトボール大会を実施し、子どもたちの自己決定感の向上を図ります。	対象の児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	引き続き、当該取組を推進する。	児童福祉施設関係行事費、県立児童福祉施設入所者処遇費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
92	II	1	(1)	1-①-①	妊娠・出産包括支援推進事業 妊婦から子育て期にわたる切れ目ない支援の実現をめざし、市町村における総合的な相談支援を行うワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター）の運営強化に向け、市町村との連絡調整会議や保健師などの専門職への研修、産後ケア事業などのニーズ把握調査などを実施し、市町村の取組を支援します。	【取組実績】 1 連絡調整会議の開催：当該主催の会議と保健師との連携を強化し、市町村の取組の把握と母子保健事業の均てん化の支援ができるよう努めた。 2 保健師との連絡調整会議を開催 23回 3 産後ケア事業の開催 23回 4 産後ケア事業の開催 23回 【効果】 市町村との連絡調整会議による情報交換、妊婦出産支援事業に関する研修を行い、市町村どうしの情報交換の場を作った。また、産前産後やアンパソフワなつながりを構築し、先回りして取り組んでいる市町村や関係機関からの情報提供、情報共有を行い、取組を支援した。	市町村の行う産後ケア事業や産前産後相談支援、新たに始まったことも産後センター等の事業の活用を促進し、市町村の取組の充実や均てん化のための支援を実施する。	母子保健対策事業費	本拠	一部	健康医療課	健康増進課
93	II	1	(1)	1-①-②	乳児家庭全戸訪問事業への支援 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育指導などの支援を行うとともに、養育に関する相談、助言などを実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	28市に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和5年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き乳児家庭全戸訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	乳児家庭全戸訪問事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
94	II	1	(1)	1-①-③	養育支援訪問事業への支援 乳児家庭全戸訪問事業の実施結果などにより、養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を行います。	25市に事業費の補助を行った。養育に関する指導・助言を実施する市町村職員などのスキルアップを図るための研修を実施した。 【令和5年度実績】 ・虐待予防のための個別支援スキルアップ研修1回	引き続き養育支援訪問事業のための費用の補助、研修の実施等の支援を行う。	養育支援訪問事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
95	II	1	(1)	1-①-④	乳幼児健康診査 1歳6か月と2歳の子どもの健康を市町村が実施しており、身体の状態や栄養状態などを確認し、異常な早期発見や適切な指導などを行います。	令和4年度の神奈川県乳児の乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健康診査は96.1%、3歳児健康診査は95.6%である。各市町村で個別と集団健康診査を組み合わせて、受診率の維持ができています。	乳幼児健康診査は市町村事業であるが、県の役割として、健康診査の推進管理、健康診査の結果から適切な支援につなげている方等の情報体制の整備への市町村支援を行っている必要がある。受診率は維持されているが、新たに12月健診・5歳児健康診査を実施開始し、市町村の体制の確立が必要である。	-	-	-	健康医療課	健康増進課
96	II	1	(1)	1-①-⑤	女性妊婦等に対する支援 特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対して、市町村等関係機関及び関係団体と連携しながら、自立した生活に向けた切れ目ない支援を行います。	令和5年度に神奈川県内で一時保護した困難な問題を抱える女性及び同居児童に対して、市町村等関係機関及び関係団体と連携し、個別支援を行う。また、妊婦などに対する支援を行った。妊婦14人、同居児童208人に対し支援を行った。	引き続き、神奈川県全域で一時保護した困難な問題を抱える女性及び同居児童に対して、必要な支援を行うとともに、子どもの権利、つながりなどという専門職による支援と関係機関との連携を図りながら、切れ目ない支援を行う。	配偶者暴力対策事業費（加害対象）、女性相談員設置費、女性相談一時保護所運営費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	共生推進本部
97	II	1	(1)	1-①-⑥	母子生活支援施設などにおける支援 母子生活支援施設は、18歳未満の子どもを養育している母子世帯、または母からの事情で養育の届かない、特定妊婦など、母子世帯に準じる世帯の女性が、子どもと一緒に生活できる施設です。（特別な事情がある場合、例外的に入所中の子どもが20歳未満になるまで利用が可能） 施設では、仕事や育児、健康、家族関係、将来の生活設計など、母親と子どもが抱える個別課題を話し合い立てることができるように専門的支援を行います。（神奈川県内には、現在、10カ所）	福祉事務所、県保健福祉事務所の母子生活支援施設に委託した支援費用の一部を負担した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援し、福祉の推進を図っていく。	母子生活支援施設等保護費負担金	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
98	II	1	(1)	1-①-⑦	予期しない妊娠等に関する相談事業（妊娠SOSかなわ） 予期しない妊娠等の妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、産前産後、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊婦などの悩みに対処するため、相談員などの人材育成や相談・出産に関する普及啓発に取り組みます。	【相談実績】 1 LINE:1068件 2 電話:131件 合計:1181件 相談1181件のうち、633件（48%）が10カ所の相談であり、そのうち35件がLINEによる相談が占めていることから、LINE相談の導入に加えて、学校と連携し高校生に合わせたカードの配布を行い、若年層への相談支援体制の充実を図ることが出来た。また、新たな相談体制としてスイングポップを活用し様々な相談と連携した対応力を入れている。 また、相談後に子育て支援や育児停止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要がある。各機関と連携し地域の状況把握と連携強化に努める。	予期しない妊娠等相談支援事業費	本拠	一部	健康医療課	健康増進課	
99	II	1	(1)	1-①-⑧	予期しない妊娠等に関する相談事業（妊娠SOSかなわ） 予期しない妊娠等の妊娠・出産に関する悩みを抱える方に対して、産前産後、児童相談所、市町村等関係機関と連携を図りながら、相談支援を行います。また、妊婦などの悩みに対処するため、相談員などの人材育成や相談・出産に関する普及啓発に取り組みます。	【相談実績】 1 LINE:1068件 2 電話:131件 合計:1181件 相談1181件のうち、633件（48%）が10カ所の相談であり、そのうち35件がLINEによる相談が占めていることから、LINE相談の導入に加えて、学校と連携し高校生に合わせたカードの配布を行い、若年層への相談支援体制の充実を図ることが出来た。また、新たな相談体制としてスイングポップを活用し様々な相談と連携した対応力を入れている。 また、相談後に子育て支援や育児停止支援が必要となる事例も多いため、相談者の居住自治体等の関係団体との連携を強化する必要がある。各機関と連携し地域の状況把握と連携強化に努める。	予期しない妊娠等相談支援事業費	本拠	一部	健康医療課	健康増進課	

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

主要施策	大柱	小柱	歳の取組み	取組内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総事業費	本港・再掲	全部・一部	趣	所管課
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-①	生活困窮者自立支援 経済的に困難し、将来展望の生活を維持することができなくなるおそれのある者に対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県消費財（市町村）で実施します。	県消費財等協会の相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：444件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談数は徐々に減速を見せ始めたが、引き続き、複発的な困難を抱える相談者に対する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立決定支援事業費	本港	一部	福祉子どもみらい局	生活援護課
			2-(1)-②	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもの生き力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもた、社会の担い手となるよう、支援を継続します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5種感染症への移行に伴い、感染拡大上の懸念を受けずに学習支援や勉強会づくりに関係する活動ができるようになった。また、高校進学希望する子どもも増え、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもの健全育成の実現（学習支援・指導所作行）を図る。 プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活援護課	
Ⅱ	2	(1)	2-(1)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇住居が実現している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。市町村は県の直接事業。 令和5年度実績（市実額） 派件件数：79件 派遣回数：140回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育者の病気等による家事労働負担下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
			2-(1)-④	民生委員・児童委員の活動支援 地域の身近な相談窓口として活躍する民生委員・児童委員の活動に対する支援を実施します。	民生委員活動等を有償し、民生委員・児童委員活動の充実を図った。（市町村を通じて本人に交付）	引き続き取組を進めて、民生委員活動を促進していく。	民生委員児童委員活動助成費	本港	一部	福祉子どもみらい局	環境福祉課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-①	保育所の整備など 保育所による保育を希望するすべての家族が公的な保育サービスを利用できるように、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組む。	保育所による保育を希望するすべての家族が公的サービスを利用してもらうべく、市町村と連携し、保育所などの整備や保育士の確保、育成などに取り組んだ。	年々減少傾向にはあるものの、依然として待機状況が深刻化しているため、引き続き保育所等を整備するとともに、保育士の確保等にに取り組んでいく。	次世代育成課	本港	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			2-(2)-②	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより監理家庭にいない小学生が、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康増進や遊びを通して、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	13市町村に放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行った。	引き続き放課後児童クラブの施設整備のための費用の補助等の支援を行う。	放課後児童健全育成事業費補助（国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
Ⅱ	2	(2)	2-(2)-③	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援 保護者が就労などにより監理家庭にいない小学生などが、放課後や長期休暇を安心して仲間と遊び、生活できる場を提供し、児童の健康増進や遊びを通して、その健全な育成を図る「放課後児童クラブ」の設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。	県内すべての市町村に放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行った。	引き続き放課後児童クラブの設置・運営のための費用の補助等の支援を行う。	放課後児童健全育成事業費補助（非国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			2-(2)-④	保育士キャリアアップの取組みの実施 職員の経験年数など、段階に応じたスキル向上のための研修を行います。	（保育C）保育所に勤務する保育士向けの研修等を実施する保育センターへの運営費の補助を実施した。	（保育C）保育サービスの質の向上を目的とした研修等を継続実施するため、保育センターの運営費の補助を継続する。	保育センター運営費補助、保育士フェス甲等研修事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
Ⅱ	2	(3)	2-(3)-①	子育て短期支援事業への支援 保護者が就労などにより、家庭で育児が一時的に困難になった児童が児童発達支援などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費用等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行っていく。	子育て短期支援事業費補助	本港	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
			2-(3)-②	病児・病後児保育事業への支援 母乳や母乳の不足とも保護者が自宅で育てられない場合に病院、保育園等に付添いで入所して過ごす病児、病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3区に対しては病児保育事業の実施に係る経費の一部を補助すること、病児や病後児の入所定数を確保された。	病児や病後児の子どもを保護者が家庭で育てられない場合に病院、保育園等に付添いで入所して過ごす病児、病後児保育事業を実施する市町村への支援を行っている。	病児・病後児保育事業費補助（国庫・非国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
Ⅱ	2	(3)	2-(3)-③	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	（主な取組実績） 〇住居が実現している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。市町村は県の直接事業。 令和5年度実績（市実額） 派件件数：79件 派遣回数：140回 （効果） 母子・父子家庭等の日常生活を円滑に営むための手助けを行うことができた。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育者の病気等による家事労働負担下の事態に対し、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（再掲）	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
			2-(4)-①	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営 ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を簡単に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カファ・カミール」を運営し、行政やNPOなどの適切な情報提供を行います。	ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カファ・カミール」により、行政の情報提供において情報提供を実施した。 R5年度アクセス件数 延べ16,108件	引き続き、周知・広報を行うとともに、利用者の利便性を高めることに努める。	子どもの貧困対策推進事業費（国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-②	SNSを活用した保護者のための相談窓口の設置 親の保護者が育児に不安を感じていて相談できないようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	ひとり親家庭の方向けの相談窓口「かながわ親子相談相対相談」を開設し、ひとりの保護者に限らず、多様な悩みや相談を受けることができる。保護者から相談を受け付け。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として運営を図ること目標。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS子どもの貧困対策相談事業費	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
			2-(4)-③	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども虐待10番相談ダイヤル」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付け。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども虐待10番相談ダイヤル」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付け。	登録者を増やし、いつでも気軽に相談できる窓口として運営を図ること目標。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS児童虐待防止相談事業費	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-④	SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談による相談が増えたDV被害者にも対応した。 相談受付件数：3,197件	SNSを活用した相談窓口を実施することで、電話・面談による相談が増えたDV被害者にも対応した。 相談受付件数：3,197件	引き続き、SNSを活用した相談窓口を実施し、電話・面談による相談が増えたDV被害者の対応を継続する。	SNS・DV相談事業費	本港	全部	福祉子どもみらい局	共生推進本部室
			2-(4)-⑤	外国籍市民相談事業（一般・法律） 県内に在住する外国籍の人々に対し、言語や文化、習慣などの違いにより生じる生活上の問題点を解決するために適切な助言を行い、必要な生活情報の提供を行います。	医療、福祉、年金、住まい、仕事等生活全般及び法律相談に関して、合計1,229件の相談を受け、助言や情報提供を実施。	各窓口での言語ごとの相談業務を注視し、外国籍市民等のニーズに最大限応えられよう（事業費） よりアリアートに対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民かながわプラザ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-⑥	外国籍市民相談事業（教育） 外国籍児童・生徒に対する日本語学習等支援の推進のため、「地球市民かながわプラザ」が持つ多文化多言語の資源を活用して、相談事業や地域のボランティア人材に教育現場（教室、学校など）をつなぐ日本語学習等支援に関するコーディネーターを行います。	日本の学校のシステムや学校内外での悩みを教員に寄り添ってサポートし、地域のボランティア人材と教育現場をつなぐコーディネートを実施。	窓口での言語ごとの相談業務を注視し、外国籍市民等のニーズに最大限応えられよう（事業費） よりアリアートに対応言語を随時見直しする必要がある。	地球市民かながわプラザ指定管理費（事業費）	再掲	一部	国際文化観光局	国際課
			2-(4)-⑦	外国籍市民向け行政支援事業 日本国籍不自由で制約的な理解が不足していることなどにより、行政窓口などで申請手続きができない外国籍市民などに対し、単なる通訳にとどまらず、複数の窓口への同行や、現場での交渉、アドバイスを行います。	行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍市民などの支援を行った。 同行支援員数：64件 （対応言語：英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語）	引き続き、外国籍市民などに対し、同行支援を行う。	多文化共生推進事業費	本港	一部	国際文化観光局	国際課
Ⅱ	2	(4)	2-(4)-⑧	多言語支援センターかながわ運営事業 外国籍市民や来県外国人が安全・安心に過ごることができる環境をつくり、多文化共生社会を実現するため、「多言語支援センターかながわ」を設置し、多言語による情報提供や通訳支援を行います。	外国籍市民などに対し、多言語による情報提供や通訳支援を行った。 ・多言語コールセンターの運営（対応言語：11言語、通訳件数：22,936件） ・外国籍市民支援人材育成研修の実施（6回） ・一般通訳支援事業の実施（通訳派件件数：580件、通訳受け手への研修：12回）	年々、多言語コールセンターへの問合せ件数は増加し、総合的な言語の多様化も進んでいることから、令和6年度より人材育成の一環として、事務スタッフの増員を行う。	多文化共生の地球社会づくり推進事業費	本港	一部	国際文化観光局	国際課
			3-(1)-①	生活困窮世帯の子どもの健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもの生き力が育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもた、社会の担い手となるよう、支援を継続します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5種感染症への移行に伴い、感染拡大上の懸念を受けずに学習支援や勉強会づくりに関係する活動ができるようになった。また、高校進学希望する子どもも増え、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、改定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもの健全育成の実現（学習支援・指導所作行）を図る。 プログラムの改定を行うとともに、関係機関への普及啓発に努める。	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活援護課	
Ⅱ	3	(2)	3-(2)-①	里親支援事業 児童相談所や児童養育施設が実施する里親に対する研修費用や里親委託等推進員の配置費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉士法人に児童養育支援センター（児童養育センター）を委託して里親制の普及啓発等に取組んだ結果、里親登録数の増加につながりました。	里親等委託率が高まり伸びておらず、里親委託の推進に向けては、「里親支援センター」の設置検討も含めて、里親費への支援体制を整備することが課題となっています。 また、里親制の充実等を通じて、里親の養育技術向上を図り、さまざまな養育者をもつ子どもの受け入れを促進していきます。	里親支援事業費（国庫）	本港	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
			3-(2)-②	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助 社会的養育を必要とする子どもに対し、できるだけ良好な家庭環境を提供し、子どもへの個別対応を基本とした取組みによる民間児童福祉施設に対して、その費用の一部を補助します。	対象の民間児童福祉施設に対して、必要費用の補助を行った。	引き続き、当該取組を推進する。	民間児童福祉施設社会的養育推進事業費補助	本港	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（Ｒ２～Ｒ６） 構成事業一覧

	主要実施所	大柱	小柱	県の取組み	取組の内容	取組の課題・今後の方向性	様々な事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	
122	Ⅱ	3	㉔	3-③-①	乳幼児健康診査（再掲） 1歳6か月と3歳の子どもを対象に市町村が実施しており、身体の発育状態や栄養状態などを確認し、異常などの早期発見や適切な指導などを行います。	令和4年度の神奈川県乳幼児健康診査の受診率は1歳6か月児健康診査は96.1%、3歳児健康診査は95.5%である。各市町村で原則と集団健康診査を組み合わせて、受診率の維持ができています。	乳幼児健康診査は市町村事業であるが、県の役割として、健診の精査管理、健診未受診者の状況確認、健診結果から適切な支援につなぐといった等の関係体制の整備への市町村支援を行っていく必要がある。受診率は維持されているが、新たに1か月健診・5歳児健康診査も関係機関の事業の連携が図られ、市町村の体制の確立が必要である。	—	—	健康促進局	健康増進課	
123	Ⅱ	3	㉔	3-③-②	保育所、児童福祉施設への指導・監査 保育所や児童福祉施設などへの定期的な指導・監査において「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助産指導することにより、食育の推進を図ります。	保育所、児童福祉施設等436施設に対して指導監査を実施した指導監査において、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助産指導することにより、食育の推進を図った。	保育所、児童福祉施設等に対して指導監査を実施し、「児童福祉施設における食事の提供ガイド」や「保育所における食事の提供ガイドライン」を活用し、助産指導することにより、食育の推進を図っていく。	—	—	福祉子どもみらい局	次世代育成課	
124	Ⅱ	3	㉔	3-③-②	児童福祉施設への定期的な指導・監査の推進である次世代育成課と協力しながら、児童福祉施設への定期的な指導・監査を実施していく。	児童福祉施設等への定期的な指導・監査の推進である次世代育成課と協力しながら、児童福祉施設への定期的な指導・監査を実施していく。	児童福祉施設等への定期的な指導・監査を実施していく。	—	—	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
125	Ⅱ	3	㉔	3-④-①	SNSを活用した相談窓口の設置 養育の子ども・若者が気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	委託関係機関より、週3日、14時から21時の間に、ひきこもり当事者を含む子ども・若者のさまざまな相談をLINEで受け付けた。 令和5年度相談受付件数：3,412件 相談対応関係に行うアンケートで「LINE相談が役に立った」と回答した割合：74.9%	引き続きLINE相談を運営し、ひきこもり当事者を含む子ども・若者が身近に相談できる環境を提供する。	SNS子ども・若者相談事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課
126	Ⅱ	3	㉔	3-④-①	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども支援110番相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども支援110番相談LINE」を開設し、子育ての不安、親子関係や家族の悩みなど、保護者からの相談を受け付けた。	登録者を増やして、いつでも気軽に相談できる窓口として定着を図ることが課題。そのため、効果的な周知・広報や相談対応の向上に努めていく。	SNS児童虐待防止相談事業費	再掲	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
127	Ⅱ	3	㉔	3-④-①	・令和5年度より、相談窓口の名称を「SNSいじめ相談かながわ」から「中高生SNS相談かながわ」に変更し、県内すべての中高生約44万人を対象に、LINEを活用した相談事業を令和5年4月から令和6年3月までの間で166日実施した。（受付時間は18時から21時まで、月水金の週3日の相談に当り、最終休業日には相談を毎日受ける期間を設定） ・3,451件の相談に対応し、相談直後のアンケートでは、「相談が役に立った」「役に相談したい」とする肯定的な評価が約8割であった。	・相談窓口の質の向上を図るとともに、定期的に人1台端末にパソコン等でも対応するなどの相談窓口の設備の整備を行い、支援を図っていく。 ・関係ない相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が必要である。 ・今後、引き続き、電話及び直接相談、LINE相談を実施するとともに、登録を希望する子ども・若者の相談においては、市町村やNPO、関係機関と連携し支援する。また、「子ども・若者支援推進会議・プロジェクト」を開催し、関係機関との情報共有を図る。	SNSを活用したいじめ等相談事業費 ※令和5年度に様々な事業名を変更	本拠	全部	教育局	学校支援課	
128	Ⅱ	3	㉔	3-④-②	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
129	Ⅱ	3	㉔	3-④-③	かながわ子ども・若者総合相談センター・神奈川県ひきこもり地域支援センター 子ども・若者育成支援推進法に基づく「かながわ子ども・若者総合相談センター」と、厚生労働省の「ひきこもり支援センター設置運営事業」により設置した「神奈川県ひきこもり地域支援センター」を一体として運営すること、子ども・若者やひきこもり状態にある方及びその家族からの多様な相談（電話・面談・LINE）に対応する。また、必要に応じて自立支援を行う。	・青少年センター内にて、「ひきこもり地域支援センター」との一体運営である「子ども・若者総合相談センター」において、各専門分野（教育・福祉・福祉・就業支援）の相談員を配置し、月曜日、年末年始を除く週6日の電話・来所相談に対応した。また、LINE相談を委託で実施した。 ・相談では、困難を有する子ども・若者の悩みごとと、必要に応じて適切な支援機関の情報を提供を行うほか支援機関を紹介するなど他機関と連携した相談業務を行った。 電話相談 延べ2,702件 来所相談 延べ430件 LINE相談 延べ3,412件	ひきこもり等相談関係事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
130	Ⅱ	4	(1)	4-①-①	生活困窮世帯の子どもへの健全育成に対する支援（再掲） 生活困窮世帯の子どもが育まれることをめざし、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の5年連続への移行に伴い、感染症防止上の取組を受けずに学習支援や通達所づくりを開催することができるようになった。また、高校進学を希望する子どもも増え、進学を支援することが出来た。子どもの健全育成プログラムについては、関係機関等と連携・協議の上、決定し普及啓発に努めた。	子ども支援員の活動を継続することで、生活困窮世帯の子どもへの健全育成の充実（学習支援・通達所作り）を図る。プログラムの改定を行うとともに、関係機関への連携を図る。	生活困窮世帯の子どもへの健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活保護課
131	Ⅱ	4	㉔	4-②-①	若年者の就業支援 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国のローワークと連携し、キャリアカOUNSELINGをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカOUNSELINGの延べ利用者数：6,820人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就業支援センター」にてキャリアカOUNSELINGを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課
132	Ⅱ	4	㉔	4-②-②	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 仕事に就いておらず働くことになり悩める若者などの職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションにおいて、相談支援や就業プログラムの提供を行います。また、若者が無業者などになることを未然に防止するため、学校と連携し支援を行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く意欲を高めるための支援プログラム（職業訓練、ソーシャルスキルトレーニング、パソコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉主幹等へのアウトリーチや支援やコロナ禍に広がったオンライン面接に対応するため、と実践的な講座やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの支援を必要とする若者に地域若者サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施するとともに、支援内容の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
133	Ⅱ	4	㉔	4-②-③	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
134	Ⅱ	4	㉔	4-②-④	県立職業技術校の普通課程別課程推進事業 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施していますが、生活実習、災害対策など個別の事情がある者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数148名、就職者数146名、就職率66.4%（修了時点）。就職率は「（修了就職者+就職中退学）/（修了者+就職中退学）」で算出。職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和6年度の定員310名、入校者数191名、引き続き職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程別課程推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課
135	Ⅱ	4	㉔	4-③-①	あすなろサポートステーション事業 「あすなろサポートステーション」を支援拠点として、児童福祉施設などを退所した若者などが退所後に安定した生活と就業が確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業を社会福祉法人白十字会林間学校に委託し、代位就業を経験した者の相談・就業支援、継続支援計画の作成、通所同行等を積極的に行い、自立支援に取り組んだ。 相談件数延べ7,618件	あすなろサポートステーション事業の推進であるあすなろ事業（社会的養育自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養育自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に提出が必要になったため、必要な契約を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
136	Ⅱ	4	㉔	4-③-②	あすなろサポートステーション育成事業 「あすなろサポートステーション」と連携して、児童の社会的自立のための生活、金銭、就労、住居、人間関係などの様々な課題の解決を支援する「あすなろサポートステーション」を各児童福祉施設に設置し、このサポートステーションのための研修などを実施します。	あすなろサポートステーションでは児童福祉施設の自立支援担当職員、職業指導員やあすなろサポートステーションに対する研修・情報交換の場を実施し、自立支援に対する支援の向上を図った。	あすなろサポートステーション事業の推進であるあすなろ事業（社会的養育自立支援事業）が、令和6年度から「社会的養育自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に提出が必要になったため、必要な契約を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
137	Ⅱ	4	㉔	4-③-③	児童福祉施設退所者などの賃付 児童福祉施設退所者などの円滑な自立を支援するため、県が適当と認める社会福祉法人などが実施する児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成した。	児童福祉施設退所者等自立支援資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課	
138	Ⅱ	4	㉔	4-④-①	高校生世代自立支援事業（再掲） 進路未決定のまま高等学校を中途退学した若者などの進路決定を支援するため、相談窓口「かながわみらいデスク」の設置などを行います。	令和5年度廃止事業	高校生世代自立支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	青少年課	
139	Ⅱ	4	㉔	4-⑤-①	若年者の就業支援（再掲） 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国のローワークと連携し、キャリアカOUNSELINGをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカOUNSELINGの延べ利用者数：6,820人 継続的に事業を実施し、「かながわ若者就業支援センター」にてキャリアカOUNSELINGを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課
140	Ⅱ	4	㉔	4-⑤-②	県立産業技術短期大学校の専門課程別課程推進事業（再掲） 県立産業技術短期大学校では、高等学校の卒業生などを対象に、実践技術者を育成するための専門高度な職業訓練を実施しています。なお、一定の職業訓練に準じており、かつ、経済的理由により職業訓練の修了が困難であるなどやむをえない事情があると認められる者については、授業料を免除します。	産業技術短期大学校における令和5年度の定員200名、入校者数137名、修了者数125名、就職者数123名、就職率90.1%（修了時点）。就職率は「（修了就職者+就職中退学）/（修了者+就職中退学）」で算出。実践技術者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施した。	産業技術短期大学校における令和6年度の定員200名、入校者数100名、引き続き職業訓練者として必要な専門的知識、高度な技術・技能を習得するための訓練を実施する。	専門課程別課程推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課

主要施策	大柱	小柱	欄の取組み	取組む内容	令和5年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総務事業	本庁・両端	全部・一部	局	所管課
Ⅱ	4	⑤	4-⑤-③	県立職業技術校の昌通課程訓練進達事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技能、技術を習得する機会を提供してまいります。生活困窮者、児童福祉法第2条第1項第2号の児童等と認められる者については授業料を免除します。なお、入校日現在24歳以下の場合、若年者職業能力形成支援研修への応募が可能です。	東西校の昌通課程に対する令和5年度の実績 310名、入学者数224名、修了者数148名 就職率146名、就職率86.4%（修了時点）、就職率（「修了就職前・就職中」/「修了者+就職中退学」）で算出。 職業に必要な基礎的な知識、技能、技術を習得するための訓練を実施した。	東西校の昌通課程に対する令和5年度の実績 310名、入学者191名、引越後職業に必要な基礎的な知識、技能、技術を習得するための訓練を実施する。	昌通課程訓練進達事業費	両端	全部	産業労働局	産業人材課
Ⅱ	4	⑤	4-⑤-④	県立職業技術校の職業訓練生福利厚生事業 県立職業技術校では、経済的理由により技能修得が困難な訓練生の経済的負担を軽減するため、教科書及び施設などの支給を行います。	東西校の昌通課程に対する令和5年度の教科書費支助対象者は、教科書支給21件、被服支給21件で、生活困窮世帯等の学びの機会の確保と経済的支援を行うことができた。	今後も継続して生活困窮者等の学びの機会の確保と経済的支援を実施していく。	職業訓練生福利厚生事業費	本庁	一部	産業労働局	産業人材課
Ⅱ	4	⑤	4-⑤-⑤	かながわ若者サポートステーション事業（再掲） 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就職支援センター」を中心に、国の「ローワーク」と連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや個別相談の提供などを行います。	臨床心理士等によるカウンセリングや、働く機会を創出するための支援プログラム（就労体験、ソーシャルスキルトレーニング、ハロコン講座など）を実施した。また、自治体の福祉サービスについて成立している関係機関と協働してオンライン面接に対応するため、と実証的な検証やセミナーを実施した。	若者の職業的な自立支援について、より多くの利用に必要とする若者に地域密着型サポートステーションを利用してもらうため、個別・継続的な支援を包括的に実施することにも、支援内容等の周知を強化する。	かながわ若者サポートステーション事業費	両端	一部	福祉子どもみらい局	青少年課
Ⅱ	4	⑤	4-⑤-⑥	外部機関と連携した就労支援 県立高等学校などにおいて、働くことに悩む若者の職業的自立を支援する「地産地消サポートステーション」などの連携を一層強化し、必要に応じて関係機関による支援を受けられるようにします。	*地域若者サポートステーションを所管する福祉子どもみらい局でもちいれ若者少子化対策推進部、各県立高等学校の進路指導担当者を対象とした進路指導説明会等紹介して活用を促した。また、外部機関が行う就労支援事業を通じて県立高等学校等に同席し、*地域若者サポートステーションの設置目的や事業内容、案内配置図などコンパイルにまとめた上で、学校との連携に役立てている。	*支援を必要とする対象者へのアプローチが難しい。 *NPOの有効活用など、協賛機会を広げる提案を引き続き積極的に行っていく。	-	-	教育局	高校教育課	
Ⅱ	4	⑤	4-⑤-⑦	キャリア教育の推進（再掲） 県立高等学校などにおけるキャリア教育の推進の視点をもとめ指針に基づき、学校から社会への中継ぎとなる必要能力や態度などを育成するため、「キャリア教育実践プログラム」によって学校の教育活動全体を通して計画的・体系的なキャリア教育を推進します。	*「キャリア教育実践プログラム」を全校、*お祝い金計装品・体系的に推進することができた。 *学校から社会への中継ぎとなる必要能力や態度の育成を図るために、インターンシップや外部連携等をおこなって、在学中に社会を体験できる。	新型コロナウイルス流行時に、様々な制限の中で実施してきたことへの影響を踏まえ、今後のキャリア教育の一助となるような取組を検討していく。	-	-	教育局	高校教育課	
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-①	子育てに適する公営住宅の特例入居の実施 義務教育終了前の子どもと現在同居し、扶養している者に対して、小学校や中学校の立派な状況などの事情を勘案して子育てに適すると判断される住居を「子育て世帯向け住宅」として提供する。	子育て世帯向け住宅として、計124戸募集し（内訳） 4月定期募集：2戸 10月定期募集：2戸 5月定期募集：50戸 11月定期募集：70戸	継続予定	-	-	農土整備局	公共宅団地	
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-②	公営住宅への母子・父子世帯などの応募にあたっての最優先措置などの実施 入居希望にあたっては、母子・父子世帯（申込者に配偶者がなく、20歳未満の子が1人（世帯））や母子世帯（申込者に18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対して、抽選時の当選率を高める最優先措置を実施します。	子育て世帯、母子・父子世帯向け最優先措置を実施した。	継続予定	-	-	農土整備局	公共宅団地	
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-③	生活困窮者自立支援事業（再掲） 経済的に困難し、最低限の生活を維持することができないおそれのある方にに対し、生活困窮状態からの早期脱却と地域の自立を促進するための相談支援を県所管轄（町単位）で実施します。	県所管轄2箇所での相談窓口で生活困窮者自立相談支援を実施 新規相談受付件数：4,44件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加していた相談件数は徐々に減少を見せつつあるが、引き続き、複発的な相談を受ける相談者に対する体制を作ることが必要であるため、支援策の研鑽等資質向上を図りながら、生活困窮者への支援体制を整えていく。	生活困窮者自立促進支援事業費	両端	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-④	母子父子寡婦福祉資金貸付金（住宅資金、転居資金） 配偶者がなく、親に児童などを扶養している方に対して、無利子又は低利子で各種資金の貸付を行います。	（主な取組実績） 令和5年度母子父子寡婦福祉資金貸付金実績 借付額：1億85万 扶助総額貸付金：7件 卒業資金：13件 生活資金：8件 就学支援資金：1億85万 （効果） 母子・父子家庭等の自立援助と福祉の向上の手助けを行うことができた。	引き続き、母子家庭及び父子家庭置位に準じた貸付を補助として住宅資金としての活用を促し、自立援助と福祉の向上を図る。	母子父子寡婦福祉資金貸付金	両端	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	5	(1)	5-(1)-⑤	住居確保給付金の支給 児童福祉法第2条第1項第2号の児童等と認められる者又は失業者のおそれのある者に対し、児童と就労機会の確保のために住居費（家賃相当分）について3か月間支給します。（ただし、この給付金を受けるためには、世帯の合計収入額と世帯の所得が一一定額以下であること、失業活動を行っていることなど、必要な要件を全て満たす必要がある。） 住宅扶助制度に基づく借上費を上乗せした家賃前払を月に支給します。ただし、世帯の収入合計額が基準額を超える場合は、一部支給となります。	市村の生活困窮世帯を対象とした住居確保給付金の支給を実施 交付決定件数 新規 28件 延長 21件 再支給 17件 再支給 22件 ※再支給率は令和3年度で申請受付終了	前年度比半減傾向が減少しつつあるが、一部の受給者の受給期間が長期化していることから、受給者の生活改善を早急に図るため、確保確保を徹底し、受給者の状況に応じた就労支援を行っていく。	住居確保給付金支給費	本庁	一部	福祉子どもみらい局	生活保護課
Ⅱ	6	(1)	6-(1)-①	児童虐待防止対策推進事業 児童福祉施設内に研修を実施し、アセスメントやソーシャルワークの知識や技術など専門性の向上を図り、子どもも保護者への効果的な支援を行えるようします。	<取組実績> 虐待防止に努めつつ、研修を実施し、児童福祉施設職員専門性向上を図った。	<取組の課題及び方向性> 児童福祉施設の観点から研修を実施し、児童福祉施設職員の専門性を向上させる。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	本庁	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-①	未成年後援人報酬等補助 児童福祉施設長は、親権を行う者のない児童などについて、その福祉のために必要があるときは、寄託裁判所に申し立て未成年後援人の選任を請求し、児童福祉施設長が寄託裁判所に申し立てを行い、選定された未成年後援人などについて、報酬及び未成年後援人、被後援人が加入する損害保険料の一部を全額補助します。	<取組実績> 報酬制の一部補償については13名、未成年後援人及び被後援人が加入する損害保険料の補助については12名へ実施した。	<今後の方向性> 継続して実施していく。	未成年後援人報酬等補助	本庁	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-②	児童福祉施設施設児等専任保証人確保対策費補助 児童福祉施設や母子生活支援施設などに入所または送附した者が家族に属して、また住宅を借り取るなどになる保証人が得られにくく、報酬やアパートの敷金貯蓄に不安を感じるなどから、施設長など（施設長、事務、児童福祉施設所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。 保証人に報酬制度や優遇承認の義務が生じたとし賠償のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が加盟主体となっていますが、保証人は、国と県で実施します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から申請を行います。	保証人が得られない送附した児童に対して、引き続き、保証人が得られない送附した児童を確保するために保証人と認定したうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を付添し、	引き続き、保証人が得られない送附した児童を確保するために保証人と認定したうえで、全国社会福祉協議会へ施設から提出された資料を付添し、	児童福祉施設施設児等専任保証人確保対策費補助	本庁	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-③	児童福祉施設施設児等専任保証人確保対策費補助 児童福祉施設や母子生活支援施設などに入所または送附した者が家族に属して、また住宅を借り取るなどになる保証人が得られにくく、報酬やアパートの敷金貯蓄に不安を感じるなどから、施設長など（施設長、事務、児童福祉施設所長）が保証人となった場合に利用できる制度です。 保証人に報酬制度や優遇承認の義務が生じたとし賠償のうち、一定額を支払われます。全国社会福祉協議会が加盟主体となっていますが、保証人は、国と県で実施します。利用を希望する者は、入所施設へ相談し、施設から申請を行います。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	事業を実施する神奈川県社会福祉協議会に対して、その経費を助成する。	児童福祉施設施設児等専任保証人確保対策費補助	両端	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-④	あすなろサポートステーション事業（再掲） 「あすなろサポートステーション」を拠点として、児童福祉施設などに送附した者など送附先において生活と就労の確保できるように、相談・就業支援、研修などを行います。	あすなろサポートステーション事業費を児童福祉施設法人白十字会が共同運営に委託し、代読業務を経験した者の相談・就業支援、継続支援計画の作成、送附先等に関する情報収集を行い、自立支援に向けた取り組みを進める。	あすなろサポートステーション事業費の増設がある事業（社会的養育自立支援事業）が、令和6年度からは「社会的養育自立支援拠点事業」となったことで、委託法人から県に依頼が減少したため、必要案件を法人に実施していく。	あすなろサポートステーション事業費	両端	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
Ⅱ	6	(2)	6-(2)-⑤	あすなろサポートステーション事業（再掲） 「あすなろサポート							

	大柱	中柱	曲の取組み	取組み内容	令和5年度の主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	総事業費	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課
I	6	(2)	6-②-⑧	施設入所児童処遇費 我が国が施設児童養護施設などに措置委託した児童の養育に対する費用を施設に対して負担します。	児童養護施設などに措置した児童の養育に資するように、償付費用を負担した。	養育の安否基準にない児童の養育に資するように必要な費用を引き続き負担する。	施設入所児童処遇費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	6	(2)	6-②-⑨	県立児童福祉施設入所者処遇費 我が国が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担します。	我が国が児童養護施設などに措置した児童の養育に対する費用を負担した。	我が国が児童養護施設などに措置した児童の養育に資するために必要な費用を引き続き負担する。	県立児童福祉施設入所者処遇費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	6	(2)	6-②-⑩	障害児入所給付費 保護者がいない等により、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、償付児童福祉法上の措置を取り、入所の保護費等に必要となる経費を負担します。	保護者がいない等であって施設の利用契約の締結が困難であるとして、我が国が児童福祉法に基づき措置により、障害児施設に入所させた児童について、入所後の保護費等の支拂および児童福祉法上必要となる経費等を給付しました。	我が国が行った措置により、障害児施設に入所させた児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児施設等措置費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	障害サービス課
II	6	(2)	6-②-⑪	障害児入所給付費 入所給付決定保護者が指定障害児入所施設などに入所との申込みを行い、当該施設などで障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費を支払います。	入所給付決定保護者が指定障害児入所施設等に入所との申込みを行い、当該施設等から障害児入所支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支給した。また、障害児入所支援のうち法的な責任とされた支援を受けた保護者に対して障害児入所給付費を支給しました。	契約入所児童の福祉増進を引き続き図っていきます。	障害児入所給付費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	障害サービス課
II	7	(1)	7-①-①	里親支援事業（再掲） 児童相談所や児童養護施設が実施する里親に対する研修費用や里親会等推進会の活動費用などを負担します。	児童相談所等に里親委託推進員を配置し、社会福祉法人に家庭養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に努めるとともに、里親登録者の増加につなげた。	里親等委託事業があまり伸びておらず、里親委託の推進に向けては、「里親支援センター」の設置検討も含めて、里親受入れの支援体制を整えることが課題となっています。 また、里親研修の充実等を通じて、里親の権利保障向上を図り、さまざまな投資をもつてその受け入れを促進していきます。	里親支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(1)	7-①-②	子ども権利相談室推進事業 子どもの意見の聴取及び意見表明を確保し、子どもたち一人ひとりの主体性を尊重する社会づくりを進めるため、施設職員を対象に人権意識研修、基幹的職員研修を行います。また、いじめや体罰、虐待などの被害者から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」を行います。	<取組実績> 子どもへの意見表明支援事業において、令和5年度からは、児童養護施設等の場所、一時保護所内、児童相談所や児童養育支援センターや里親センターを委託して里親制度の普及啓発等に努めるとともに、里親登録者の増加につなげた。 <効果> 子ども本人の権利意識を高めることができました。 ・支援者の人権意識を高めるとともに、参加者相互の理解促進を行い、気付きを深めることにつながった。	子どもの意見表明支援事業は、令和0年度から「かながわ子どもの声のセンター」を設置して事業継続している。スローな変化と、意見表明や支援員の増強など、事業拡大を目指す。	子ども権利相談室推進事業費（国庫）	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(1)	7-①-③	児童相談所業務強化対策事業費 子どもやその家族の抱える複雑な問題に対応できるよう、児童相談所の機能強化を図り、児童相談所の専門性を活用して、連絡合や研修を通じて、市町村など関係機関との連携強化を図ります。	<取組実績> 感染症予防に努めつつ、各児童相談所において、市町村等との連絡強化を実施した。 ・協議の実情に合わせた情報交換や課題共有を行うことができた。	<今後の方向性> ・各児童相談所において連絡強化を実施。実施においては状況や機動を踏まえた質の高い対応が求められる。 ・協議の実情に合わせた情報交換や課題共有を行うことによる。	児童相談所業務強化対策事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(1)	7-①-④	虐待防止対策推進事業 精神科医、弁護士などが児童相談所職員に対し、専門的な助言、指導を受ける。児童虐待の事実認定のため、医療機関に依頼依頼し、委託した医療機関にて親子関係評価、カウンセリングなどを実施します。	<取組実績> 子どもや保護者が抱える複雑で深刻化する様々な問題に精神科医や弁護士等の専門家からの助言、指導を受けた。 <効果> 多岐にわたる問題を捉え、迅速かつ適切な支援を行うことができた。	<今後の方向性> 児童虐待相談をはじめとする複雑で深刻化する問題に対して、より適切な対応のための支援を行うため、専門知識を活用しながら、家計再構築、家庭環境調整、家庭環境後の虐待の再発防止等の支援を充実させる。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(1)	7-①-⑤	児童相談所一時的保護所心理職員雇用 緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心身発達や評価の実施、一時保護所所属の医師の助言を行う。	緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心身発達や評価の実施、一時保護所所属の医師の助言を行う。	引き継ぎ、緊急保護した児童の心理療法を実施し、保護児童の心身発達や評価の実施、一時保護所所属の医師の助言を行う。	児童相談所一時的保護所心理職員雇用費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(1)	7-①-⑥	児童相談所業務支援システム 児童相談所における相談情報のデータベース化及び関連システムを開発・運用します。	システムを適切に運用するために必要な業務委託を行った。	引き継ぎ、システムを適切に運用するために必要な業務委託を行う。	児童相談所業務支援システム費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(2)	7-②-③	市町村職員を対象とした専門研修や情報共有の機会の確保 要保護児童に対する関係機関の職員担当者研修、その他市町村職員を対象にした研修や連絡会を通して、子ども家庭相談や好意婦人の支援に関わる職員の専門性向上を支援するとともに、各自治体の取組情報を共有する機会を創出する。	<取組実績> 要保護児童に関する関係機関の職員担当者研修及び、市町村等との連絡強化を実施した。 ・感染予防に努めつつ実施した。	<今後の方向性> 子どもの現状や状況を踏まえ、研修や連絡会を開催し、情報交流や課題共有を実施していく。	虐待防止対策推進事業費（国庫）	再掲	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(3)	7-③-③	神奈川県母子家庭等就業自立支援センター 児童福祉の時期に、一部自治体で出張相談を実施します。	児童福祉の時期に、相談員が一都府県（横浜市、茅ヶ崎市）を訪ね、就業相談を実施した。	引き継ぎ、本事業を通して、ひとり親世帯の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(4)	7-④-①	母子父子自立支援員の研修実施 ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を選定します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	（主な取組実績） 4月～9月の研修を実施 令和5年5月 オンライン開催 令和5年7月 オンライン開催 令和5年10月 オンライン開催 令和6年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	ひとり親世帯の自立支援と推進に関する新制度の周知を図る場合は、新規参入の事業者にも対応する体制を作る必要があるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活活動世代の支援体制を築いていく。	母子・父子自立支援員謝金費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(4)	7-④-②	生活活動世代自立支援（再掲） 経済的に困難し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、生活活動世代からの短期脱却と地域での自立を促進するための相談支援を県庁内（市町村）で実施します。	県庁管理2箇所の相談窓口で生活活動世代自立支援相談を実施 新規相談受付件数：4,444件	新型コロナウイルス感染症の影響により増加している相談件数を減らす見通せられてきたが、引き続き、後継的な相談ニーズを持つ者に適応する体制を作ることが必要であるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活活動世代の支援体制を築いていく。	生活活動世代自立促進支援事業費	再掲	一部	福祉子どもみらい局	生活支援課
II	7	(5)	7-⑤-①	母子父子自立支援員の研修実施（再掲） ひとり親世帯の自立支援などを図るため、福祉事務所にひとり親世帯などからの各種相談に対し情報提供や指導を行う「母子・父子自立支援員」を選定します。また、定期的に研修を実施し、「母子・父子自立支援員」の資質向上を図ります。	（主な取組実績） 4月～9月の研修を実施 令和5年5月 オンライン開催 令和5年7月 オンライン開催 令和5年10月 オンライン開催 令和6年2月 オンライン開催 （効果） 母子父子自立支援員の日々の相談業務等の職務能力の向上を図ることができた。	ひとり親世帯の自立支援と推進に関する新制度の周知を図る場合は、新規参入の事業者にも対応する体制を作る必要があるため、支援員の研修等資質向上を図りながら、生活活動世代の支援体制を築いていく。	母子・父子自立支援員謝金費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
II	7	(5)	7-⑤-②	ワークスワーカー・子ども支援員・就労支援員の研修実施 生活保護ワークスワーカー・子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により移行に伴い、対面での研修を断続した。	今後も研修計画を作成し、ワークスワーカー、子ども支援員及び就労支援員の資質の維持・向上を図るため、研修を実施していく。	生活活動世代の子どもの健全育成事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	生活支援課
II	7	(5)	7-⑤-③	民生委員・児童委員研修事業 民生委員・児童委員の資質の維持・向上を図るために、新任研修、リーダー研修、テーマ別研修を実施します。	各種研修を実施し、民生委員・児童委員が活動に必要な知識を得た。 <実績> ○新任研修 受講者数 計142名 ○リーダー研修 受講者数 計133名 ○テーマ別研修 受講者数 計296名	引き続き研修を通じて、活動に必要な知識等を提供する。	民生委員児童委員研修事業費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	加除福祉課
III	1	(1)	1-①-①	働き方改革推進事業 長時間労働の是正、多様な柔軟な働き方の実現など、ワーク							

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6） 構成事業一覧

主要施策	大柱	小柱	県の取組み	取組内容	令和5年度までの主な取組実績・効果	取組の課題・今後の方向性	協賛事業	本拠・再掲	全部・一部	局	所管課	
178	Ⅲ	2	(1)	2-11-①	神奈川県母子家庭等就業・自立支援センター 就業相談からパソコン講座などの就業支援講座、就業情報の提供まで一貫した就業支援事業を行います。（※所が難しい場合は電話相談も可）	就業相談については、新型コロナウイルスの感染対策・適応に留意する月を考慮し、従来の来所・電話相談に加えオンライン（ZOOM）による相談を実施した。また、パソコン講座等の就業支援講座についても、消毒や換気室に留意しながら実施した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	母子家庭等就業支援事業費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
				2-11-②	自立支援教育訓練給付 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用促進の教育訓練給付金の支給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
179	Ⅲ	2	(1)	2-11-③	高等職業訓練促進給付金などの支給 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
180	Ⅲ	2	(1)	2-11-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び生活費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	本拠	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
181	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑤	「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」の策定 母子及び父子並びに養育福祉法第12条に基づく「神奈川県ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親の自立促進に係る事業を推進します。	＜主な取組実績＞ ○神奈川県母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談、求人情報の提供、就業支援講座のほか、職業費相談等の事業を実施した。 ○ひとり親家庭・総合支援情報サイト「カナ・カミール」により、行政の支援情報について情報提供を実施した。 ○R5年度アクセス件数 延べ16,108件 ○ひとり親家庭相談LINEにより、市等が対応していない平日夜間、土日休日に相談を受け、市等の具体的な支援につなぐ取組を実施した。 ○R5年度相談件数 1,059件 ＜効果＞ ひとり親家庭の抱えるニーズにあった相談支援を行うことができた。	引き続き、母子家庭の母等の自立促進を図る。	児童福祉審議会費	本拠	一部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
182	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑥	若年者の就業支援（再掲） 若年者の就業を支援するため、「かながわ若者就業支援センター」を中心に、国の「ローワーク」を連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就職情報の提供などを行います。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,820人 継続的な事業を実施し、「かながわ若者就業支援センター」にてキャリアカウンセリングを利用した1,222名のうち、606名が就職等進路決定した。	本意なまま非正規雇用で働き続けている若年者など、就職に困難を抱える者に対する就業支援の充実を図る必要がある。	若年者就業支援費	再掲	全部	産業労働局	雇用労政課
183	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑦	女性就業支援事業 育児と並行して就業を希望、あるいは離職せざるを得ない女性を支援するため、マザーズ（ローワーク）の機内にも相談室を設け、国の「ローワーク」を連携し、キャリアカウンセリングをはじめ、グループワークや就業情報の提供などを行います。あわせて、就職のための支援を受けようとする女性を対象に、無料でスーツの貸出を行うとともに、女性活躍推進に関するイベントを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,606人 継続的な事業を実施し、マザーズ（ローワーク）の機内にも設置した「かながわ女性キャリアセンター（ローワーク相談室）」にてキャリアカウンセリングを利用した237名のうち、47名が就職等進路決定した。 キャリアカウンセリングで把握される女性の就業に関する課題等を反映し、女性活躍推進に関する内容のセミナーを開催した。	女性の就業率・就業者数ともに増加傾向にあるものの、本職の完全就業率は全道より高くなっていることが課題である。本事業を広く周知するとともに、引き続き全国との連携を図りつつ、取組に関する不安を解消し、相談者に寄り添ったカウンセリングを実施することにより、育児等を理由に就業を希望、あるいは離職せざるを得ない女性の就業支援を実施していく。	女性就業支援推進事業費（新型コロナウイルス対策）	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課
				2-11-⑧	中高年齢者の就業支援 中高年齢者の多様な就業ニーズへの対応や求職者などを支援するため、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』を中心に、国の「ローワーク」を連携し、キャリアカウンセリングや専門相談、セミナーなどを実施します。	キャリアカウンセリングの延べ利用者数：6,606人 継続的な事業を実施し、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』にてキャリアカウンセリングを利用した2,199名のうち、935名が就職等進路決定した。	・就業意欲の高い高齢者の増加に対応し、『シニア・ジョブスタイル・かながわ』における就業支援の充実と、事業による年齢にかかわらず働くことのできる雇用・就業環境の整備を促進する必要がある。	シニア・ジョブスタイル・かながわ事業費	本拠	全部	産業労働局	雇用労政課
185	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑨	労働相談事業 労働者や雇主の抱える労働問題の解決のため、県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を開設しているほか、都府県労働相談、日雇労働相談、女性のための労働相談、過労を配慮するための外国人労働相談などを実施します。	かながわ労働センター及び同支所において、労働相談を実施した。（11,472件）	引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟に相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。	労働相談等事業費	本拠	一部	産業労働局	雇用労政課
186	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑩	県立職業技術校の短期課程訓練推進事業 県立職業技術校では、主として新卒者を対象に、再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、入校検定料、入校料、授業料は無料です。	東西校の短期課程における令和5年度の定員660名、入校者数494名、修了者数404名、就職者数367名、就職率79.3%（修了時点）、就職率は「（修了就職者+就職中進）/（修了者+就職中進）」で算出。再就職に必要な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の短期課程における令和6年度の定員660名、入校者数249名（4月時点）、引き続き再就職に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	短期課程訓練推進事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課
187	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑪	県立職業技術校の普通課程訓練推進事業（再掲） 県立職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、生活扶助給、衣食費支出など特別の事情があると認められる者については授業料を免除します。	東西校の普通課程における令和5年度の定員310名、入校者数224名、修了者数148名、就職者数146名、就職率66.4%（修了時点）、就職率は「（修了就職者+就職中進）/（修了者+就職中進）」で算出。職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施した。	東西校の普通課程における令和6年度の定員310名、入校者数191名、引き続き職業に必要な基礎的な知識、技術、技能を習得するための訓練を実施する。	普通課程訓練推進事業費	再掲	全部	産業労働局	産業人材課
188	Ⅲ	2	(1)	2-11-⑫	離職者等委託訓練事業 離職者を対象に、民間教育訓練機関などに委託して、長期（1年又は2年）及び短期（2～4月）の訓練を実施します。いずれも、入校検定料、入校料、授業料は無料です。長期の訓練では、介護福祉士や保育士などの資格を取得し、就業するための必要知識、技術を習得する訓練を実施します。短期の訓練では、ITを活用した訓練、実務知識、技能を習得する訓練などを実施します。	離職者を対象に、108コース、1,119人実施。就職率58.4%（R5年9月修了生までの就職率は「（修了就職者+就職中進）/（修了者+就職中進）」で算出。訓練者に対し、訓練機会を提供し、就職に結びつけることができた。	令和4年度では、就職率は77.0%と第1次神奈川県職業能力開発計画の目標値である72.0%を達成するとともに、県の目標である75.0%も達成できたものの、令和5年度については達成できない見込みであるため、引き続き、公共職業安定所と連携し、就職意向に努めていく。	離職者等委託訓練事業費	本拠	全部	産業労働局	産業人材課
189	Ⅲ	2	②	2-12-①	ひとり親家庭等日常生活支援事業（再掲） 母子世帯などにヘルパー（家庭生活支援員）を派遣し、生活援助を行います。	＜主な取組実績＞ ○市が実施している「ひとり親家庭等日常生活支援事業」に、補助金を交付した。市町村は県の直接支援。	引き続き、母子・父子家庭の母、父、又は当該家庭の児童、若しくは養育者の就業等による事業継続への支援と、家庭生活支援員を派遣し、日常生活を円滑に営むための手助けを行うことにより、当該家庭の福祉の増進に努める。	ひとり親家庭等就業支援事業費（国庫）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
190	Ⅲ	2	②	2-12-②	子育て短期支援事業への支援（再掲） 保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童等を児童福祉施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	子育て短期支援事業を実施した7市に運営費等の補助を行った。	今後も引き続き子育て短期支援事業を実施した市町村への補助を行っている。	子育て短期支援事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
191	Ⅲ	2	②	2-12-③	病児・病後児保育事業への支援（再掲） 病児や病後の子どもを保護者が家で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。	病児保育事業については、16市3区に対して、病児や病後の子どもを保護者が家で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児の受入環境が整えられた。	病児や病後の子どもを保護者が家で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行っていく。	病児・病後児保育事業費補助（国庫・非投資）	再掲	全部	福祉子どもみらい局	次世代育成課
192	Ⅲ	2	③	2-13-①	自立支援教育訓練給付（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。県が指定した職業能力の開発のための講座を受講した母子世帯の母又は父子世帯の父に対して、対象講座の受講料の6割（雇用促進の教育訓練給付金の支給資格のある者は4割）相当額を支給します。	介護福祉士資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、受講費用の一部を支給した。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
193	Ⅲ	2	③	2-13-②	高等職業訓練促進給付金などの支給（再掲） 母子世帯の母又は父子世帯の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、自立を促進します。母子世帯の母又は父子世帯の父の修学期間中の生活費負担を軽減するため、1年以上養成機関で修業する場合に「高等職業訓練促進給付金」を支給するとともに、修学の最終年1年間については支給額を4万円加算し、養成機関で修業が終了した場合に「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。	看護師資格等の取得により就労・自立を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練修了支援給付金を支給し、生活負担の軽減を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	高等職業訓練促進給付金等支給費	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
194	Ⅲ	2	③	2-13-③	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（再掲） 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び生活費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課
195	Ⅲ	2	③	2-13-④	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付（再掲） 県が適当と認める社会福祉法人などが実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に対して、その経費を助成します。	神奈川県社会福祉協議会が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の経費に対する補助を行い、ひとり親の資格取得及び生活費支援による自立促進を図った。	引き続き、本事業を通して、ひとり親家庭の就労を支援し、ひとり親の自立促進を図っていく。	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助	再掲	全部	福祉子どもみらい局	子ども家庭課

[illegible]

神奈川県子どもの貧困対策推進計画（R2～R6）構成事業一覧

[illegible]